

伝 送 部 門

部門： 伝 送	単位：
講座題目： 伝 送 の 基 礎	コード：
受講者職能： 技 術 者	段階：
期間： 時間数： 9 0 日数： 3 0	受講者人数： 3 0

A 受講条件：

- 伝送部門の仕事に従事している者
- 数学，電気学及び基礎物理電子学の知識を有する者
- 電気通信回路に用いられる種々のエレクトロニクス部品並びに装置の機能に関して基本的な知識を有する者

B 目的：

- 受講者に，我国の伝送システムについて，種々の角度から基本的かつ総合的な知識を与える
- 殊に，エレクトロニクス装置の運転，変調及び復調システム，アンテナ，多重送信及び各種伝送システムの構成について，その設備維持等にポイントを置いて教授する。

C 内容：

- 1 基礎エレクトロニクス
 - 1.1 交流：直流
 - 1.2 ボルト，オームの法則及び Kirchoft の法則。
 - 1.3 電力。エレクトリック，ユニット
- 2 電気通信に用いられるエレクトロニクス装置に関する一般概念
 - 2.1 固体2極管
 - 2.2 トランジスター
 - 2.3 その他の固体装置
- 3 電気通信に用いられるエレクトロニクス回路に関する一般的概念
 - 3.1 増幅器
 - 3.1.1 音声増幅器
 - 3.1.2 広帯域増幅器
 - 3.1.3 無線周波増幅器
 - 3.2 発振器
 - 3.2.1 LC発振器

- 3.2.2 RC発振器
- 3.2.3 水晶発振器
- 3.3 3波器, 等化器, 減衰器
- 3.4 整流回路
- 3.5 電源
- 4. 変調
 - 4.1 典型的AM回路の変調
 - 4.1.1 典型的AM SSB回路の変調
 - 4.2 典型的FM回路の変調
 - 4.3 パルス符号変調
 - 4.3.1 基本定義
 - 4.3.2 量子化の基準
 - 4.3.3 略号化及び符号化の基準
 - 4.4 電信法の基礎
 - 4.5 FDMマルチプレクサの方式
 - 4.5.1 群の形式: 第1, 第2, 等々
- 5. 給電線
 - 5.1 同軸ケーブル及び導波管, 特性インピーダンス, スタブ
- 6. 物理的な線
 - 6.1 線の型式, 単一線, 復線
 - 6.2 伝送中の欠陥, 撓架
- 7. 無線電気スペクトルの利用
 - 7.1 無線電気スペクトルの帯及び, 伝搬のモード
 - 7.2 電気通信局及び電気通信サービスの種類
- 8. 放射方式
 - 8.1 アンテナ・アンテナの種類。放射の図式
 - 8.2 HFによる無線通信専用のアンテナ
 - 8.3 VHF, UHF及びマイクロ波による無線通信専用のアンテナ
- 9. 多重装置の配列
 - 9.1 多重装置の基本的構造, 主な特徴
 - 9.2 終端装置。ラインの中継器。ブロックの図式。

10. 送信器－受信器の配列

101 HFの典型的送信器－受信器の構造。ブロックの図式。主な特徴

11 エネルギー・システムを含む諸方式の配列

11.1 搬送波方式

11.2 HF方式

11.3 VHF方式

11.4 UHF方式及びマイクロ波方式

12 搬送波装置での測定及び器機の説明

－基準

－類音

－ひずみ

－周波数の安定

－インピーダンス

13 無線通信器での測定及び装置の説明：

以下の測定用の装置及び測定方法

－インピーダンスの適合

－出力

－雑音指数

－ひずみ

－変調指数のパーセンテージ

－周波数の安定

－スプリアス放射

－感度

－選択度

－FI帯

14 OP, HF, VHF, UHF及びマイクロ波方式の測定及び以下の測定用の装置の説明

－伝送の質

－信号対雑音の関係

－ひずみ

－グループ遅延

－雑音

15. 検診及び修理

- 15.1 搬送波方式及び電話線路の典型的障害の検診とその修理
- 15.2 HF方式の典型的障害の検診とその修理
- 15.3 VHF方式及びUHF方式の典型的障害の検診とその修理
- 15.4 マイクロ波方式の典型的障害の検診とその修理

16. 仕事場の機構

- 16.1 維持用の器機
- 16.2 測定器具の目盛検査
- 16.3 仕事場での安全と衛生

17. 社会的訓練

18. 統計

28. 経済的セオリー

38. 技術用語

48. 副次的発展及び所属

D 注

部門:	伝 送	単位:	
講座題目:	無線結合装置の設置と維持		コード:
受講者職能:	技 師	段階:	
		期間:	
		時間数: 60	日数: 20
		受講者人数:	30

A 受講条件:

- マイクロ波部門で働く者
- 講座「マイクロ波通信技術」修了者
- 無線結合局を構成する諸装置及び、その主な役割りに関する知識を有する者

B 目的:

無線結合の電子装置の設置と維持を基準として、無線結合方式開発技師となるための基本的かつ確実な知識を与える。

C 内容:

- 1 無線結合装置の設置基準
- 2 器具
- 3 測定
- 4 装置の調整及び運転場所
- 5 維持・管理
- 6 維持に不可欠な要素に関する考察
- 7 障害の分類
- 8 部品の取換えおよび／もしくは修理のための技術仕様

D 注

部門： 伝 送	単位：
------------	-----

講座題目： マイクロ波の基礎	コード：
受講者職能： 技術者	段階：
期間： 時間数：90 日数：30	受講者人数： 30

A 受講条件：

- 伝送部門に従事する者
- 数学，物理，電気学及び基礎エレクトロニクス学の知識を有する者
- マイクロ波局を構成する設備類に関する知識を有する者

B 目的：

- 受講者に，我国で用いているマイクロ波による無線結合について，基本的かつ総合的な知識を与え，同方式の種々の構成成分の役割りに関する基本原則，同方式の設置，維持を教授する。

C 内容

1. マイクロ波方式に関する一般的考察
2. アンテナ
3. マイクロ波方式の構成成分
4. マイクロ波による結合の作成に関する考察
5. マイクロ波方式の設置
6. マイクロ波方式設置に必要な諸測定
7. 維持
8. 供給源

D 注

部門、 伝 送		単位：	
講座題目： 局 に 於 る 安 全 技 術			コード：
受講者職能： 技 術 者	段階：	期間： 時間数： 4 0 日数： 1 5	受講者人数： 3 0

A 受講条件：

- 電気通信局で働く者
- 局内の安全，衛生管理担当者
- 安全及び事故防止に関する基本的知識を有する者

B 目的：

- 電気通信局の安全，衛生体制の基礎知識，即ち，事故防止及び応急処置等に関する知識を与える。

C 内容：

- 1 概略
- 2 装置，道具及び処置面での技術的対策
- 3 火事の防止及びコントロール
 - 1 産業衛生学
 - 5 一般的行動方則
 - 6 地域性による危険及びそのコントロール
 - 7 安全規則

D 注

部門： 伝 送	単位：
講座題目： マ イ ク ロ 波 通 信 技 術	コード：
受講者職能： 技 師	段階：
期間： 時間数： 9 0 日数： 3 0	受講者人数： 3 0

A 受講資格：

- マイクロ波部門で働く者
- マイクロ波伝送の基本方則に関する知識を有する者
- エレクトロニクス専攻者

B 目的：

- マイクロ波技術の C P E 様式に則って補足的基礎知識を与える。
- すなわち、無線伝搬、アンテナ、マイクロ波回路の構成、結合を実施する条件、及び、装置の設置、維持に関する規則に特に重点を置いて、マイクロ波技術に関する基本概念を再検討するものである。

C 内容

1. マイクロ波方式適用に関する一般的考察
2. 無線伝搬
 - 2.1 自由空間に於る伝搬
 - 2.2 球形地に於る伝搬。反射及び屈折
 - 2.3 妨害
 - 2.4 細分
 - 2.5 FM伝送騒音
3. アンテナ
 - 3.1 一般マイクロ波用アンテナ
 - 3.2 パラボラ反射アンテナ、ホーン反射アンテナ
 - 3.3 受信反射アンテナ
4. マイクロ波回路の構成
 - 4.1 同軸線
 - 4.2 導波管
 - 4.2.1 分波器

4.2.2 空洞共振器

4.3 フェライト製サーキュレーター及びアイソレーター

4.4 マイクロ波結合の構成

典型的ブロック図

4.5 変調器-復調器

AFC: 振幅制限器, 弁別器

4.6 送信器-受信器

ミキサ, FI増幅器, BPF, スケルチ回路

5 マイクロ波による結合形式の考察

5.1 C C I R (国際無線通信諮問委員会)の推奨により, マイクロ波による結合時に於る雑音と細分の効果

5.2 周波数及びスペースの差異

5.3 マイクロ波方式設置に必要な測定

5.4 マイクロ波装置の維持

5.5 マイクロ波方式のエネルギー源

D 注

部門： 伝 送	単位：
---------	-----

講座題目： マイクロ波による結合の設計	コード：
受講者職能： 技術者	段階：
期間： 時間数： 90 日数： 30	受講者人数： 30

A 受講条件：

- a) マイクロ波部門で働く者
- b) 講座「マイクロ派通信技術」修了者
- c) 「伝搬及びVHF・UHF・SHFアンテナ」講座修了者
- d) マイクロ波の結合時に派生する諸因子及びその理論に関する知識を有する者

B 目的：

マイクロ波の結合を計算する方法の一つを知る。部分のデザイン、アンテナ、システムのデザイン、多様システムのデザイン及び無線結合に於る伝送の質の評価に重点を置いて、無線結合を条件付ける諸相を網羅する。

C 内容

1. 概略
2. マイクロ波結合の決定
 - a) 部分のデザイン
 - b) アンテナ・システムのデザイン
受信反射器の適用。
 - c) 多様空間システムのデザイン
 - c1 多様性の対象及びタイプ
 - c2 マルチ・アンテナによる多様システムのデザイン
 - c3 結合盤による多様空間システムのデザイン
 - c4 多様空間による伝送の質向上
3. 全無線結合中の伝送の質の評価
 - a) 平均雑音の見積り
 - a1. 熱雑音
 - a2. 干渉雑音。干渉雑音の分類と計算
 - a3. 準漏話雑音

b) 消失による中断

b1. 一区間の中断の可能性

b2. レイレー・タイプ消失事故の可能性

b3. 一結合全体の中断の可能性

b4. 中断の改善。周波数の差異性による改善。

c) 伝送全体の質の評価

c1. 伝送の質の評価規準

c2. 伝送全体の質の判断

D 注

部門： 伝 送	単位：
講座題目： 伝搬及びVHF, UHF, SHFアンテナ	コード：
受講者職能： 技師/技術者	段階：
期間： 時間数： 60 日数： 20	受講者人数： 30

A 受講資格：

- マイクロ波部門で働く者
- 講座「マイクロ波通信技術」修了者
- 無線伝搬及びアンテナに関する基礎知識を有する者

B 目的：

- アンテナ組織を設計し、VHF, UHF及びSHFの無線結合組織と結合させる能力を得るために、無線伝搬及びアンテナに関する補足的知識を与える。

C 内容：

1. 無線伝搬概論
2. 自由空間に於る伝搬
3. 交流圏伝搬, 反射及び屈折
4. 消失
5. 伝送雑音
6. アンテナの基本理論
7. アンテナの分類及び適用

D 注

部門： 伝送	単位：
-----------	-----

講座題目： 都市間伝送網計画	コード：		
受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数：60 日数：20	受講者人数：30

A 受講資格

- マイクロ波部門で働く者
- 講座“マイクロ波通信技術”，“伝搬及びVHF，UHF，SHFアンテナ”，“マイクロ波による電波結合の設計”及び“無線結合装置の設置と維持”の受講修了者

B 目的：

- 国際機関によって採用されている基準を適用し，雑音問題等にポイントを置きながら，都市間伝送網設立の都市計画に関する一般的な基礎知識を与える。
- 国際マイクロ波網との相互連結並びに主要伝送網の連結が特に重要である。

C 内容：

- 1 都市計画に関する一般的考察
- 2 伝送網の種類
- 3 国内諸機関及び国際諸機関の規則と推薦
- 4 現存の相互連結システム
- 5 技術的見解
- 6 経済的見解

D 注

デジタル部門

部門： デジタル・コミュニケーション		単位：	
講座題目： 印刷電信機のオペレーター			コード：
受講者職能： オペレーター	段階：	期間： 時間数： 36 日数：	受講者人数： 30

A 受講資格：

- タイプ・ライティングの経験者
- テレックスを使用する会社で働く者

B 目的：

- 印刷電信機を知り、最良の方法でそれを操作する。
- テレックス通信文の作成
- 通信文の分類、管理及びファイルのシステムを完成する
- 臨機応変で経済的かつ能率的な仕事をするために、管理の手順を知る
- ベル-電気通信システムの構成員として位置付ける。

C 内容：

- 1 電気通信
- 2 ベル-国電気通信公社
- 3 テレックス・サービス
- 4 電子印字機
- 5 テレックス通信文
- 6 鑽孔テープによるオペレーション
- 7 過失及び故障

加

- 略語
- テレックス・サービスを規定する法律条項
- テレックス料金表
- テレックス契約

D 注

部門： デジタル・コミュニケーション		単位：	
講座題目： デジタル・テクニック			コード：
受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数：90 日数：30	受講者人数： 30

A 受講資格：

- エレクトロニクス専攻者
- デジタル・テクニックの基礎知識を有する者
- デジタル・テクニック部門で働く者。

B 目的：

- デジタル・テクニック使用の基礎を形成する知識を与える。
- 同テクニックの使用基準を画一化する。
- 同テクニックのテレックス通信への導入，テレプロセッシング及び電話に重点を置く。

C 内容：

A) 技術訓練

1. 序

- a) 概説
- b) デジタル・テクニックとは何か
- c) デジタル・テクニック発展の歴史

2. コミュテーションの論理

- a) 数のシステム，二元システム，二進法，venn の設計 図形論理
- b) 数学論理，ブールの代数学
- c) 論理回路，論理の実践，二進法の実践

3. 構成分及びデジタル回路

- a) 論理機能
- b) 論理回路の建設
- c) 論理回路のテクノロジーの発展

4. 情報伝送の理論

- a) 情報理論

不連続な情報，情報の量，情報の料率，シャノンの理論，通話路の容量，BWとS/N

相互関係, 雑音

- b) 八角形サインの使用, コード化, パリティのチェック, 代数的コード, 回施コード
コードの普通文への翻訳。コード化を含むシステム及び含まないシステムに於る誤り。
 - c) 理論の採用。P S K, D P S K, F S K等の衝撃による変調システム
 - d) デジタル通信に特有のパラメーター
5. コンピューターによる擬似デジタル回路
6. テレックス及び電信に用いられるディジタル・テクニック
- a) ターミナル: エレクトロメカニクス及びエレクトロニクス
 - b) 伝送手段: A M, F M, T D M
 - c) コミュテーション:
 - 1. コミュテーション, システム:
ラインによるメッセージ
 - 2. 符号化
 - 3. デジタル式センターの発展:
指令手段, コンピュータリゼーション
 - 4. コミュテーション・センター:
E N T E L - P E R U
 - d) テレックス網の配置
7. テレプロセッサ・システムに適用されたディジタル・テクニック
- a) ターミナル: 理性的及び非理性的
 - b) コンピューターと外界とのインターフェイスのハードウェア
 - c) ミニ・コンピューター, マイクロ・コンピューター, インターフェイス
 - d) 伝送手段:
 - 1. 高速度モデム
 - 2. 高速度伝送ラインの特色
 - 3. 伝送の訓練 (組み合わせの書式)
 - e) 高速度による情報のコミュテーション
 - f) テレプロセッサ網の配置
8. 電話に用いられているディジタル・テクニック
- a) M I C システム
 - b) M I C 結合デザイン
 - c) 一時的コミュテーション

D 注

部門： デジタル・コミュニケーション	単位：
-----------------------	-----

講座題目： 有形電信線	コード：
受講者職能： オペレーター	段階：
期間： 時間数：120 日数：30	受講者人数： 30

A 受講資格

- 有形電信線の建設、架設及び維持に従事する者
- 第二の教育スタジオを有する者

B 内容

- 有形電信線にポイントを置いて、電信分野の基本的知識を与える
- 受講者が仕事で要求される電気知識の基礎を与える
- 受講者が仕事の中に危険や事故を予知し、避けるために、受講者の安全で衛生的な態度と習慣を向上させる。

C 内容

1. 電気の基礎：

- 1.1 電気体及びその磁気
- 1.2 静電気
- 1.3 動電気
- 1.4 電気の構成分
- 1.5 オームの法則
- 1.6 累算器
- 1.7 電気回路
- 1.8 直流及び交流発電機
- 1.9 電源

2. 有形電線に関する一般的概念：

- 2.1 タイプ及び使用法
- 2.2 図示
- 2.3 材料
- 2.4 道具類
- 2.5 数学の基礎

2.6 Presupuestales の計算

3 電気測定：

3.1 一般的概念

3.2 工具類

3.3 ホートストーン、ブリッジ

3.4 メジャー

3.5 目盛校正及び保存

4 有形電線の建設

4.1 概説及び基礎

4.2 ルート線

4.3 資材の使用

4.4 横木及びびねじくぎ

4.5 チューナー

4.6 絶縁体

4.7 ワイヤ

4.8 交差のシステム

5 内部の設置

5.1 資材及び部類

5.2 電信器具

5.3 接続及び設置の図解

5.4 電話・電信混合システム

5.5 つくりつけの設置

5.6 自動電信システム

6 電信線の欠陥

6.1 器具による位置確認

6.2 ホートストーン・ブリッジによる位置確認

6.3 欠陥の修理

7 維持

7.1 維持計画表

7.2 統計

8 資材の保管

8.1 資材の組織

- 8.2 保管規則
- 8.3 保管資材の維持
- 8.4 電線材料の調達
- 9. 電信線に関する最新テクニック
 - 9.1 デジタル送信
 - 9.2 電信連結システム
 - 9.3 調波電信
- 10. 安全及び衛生
 - 10.1 事故
 - 10.2 事故原因
 - 10.3 エージェント
 - 10.4 エージェントの役割
 - 10.5 機器の状況と危険性
 - 10.6 事故の種類
 - 10.7 不安全な行動
 - 10.8 不安全な要素
 - 10.9 事故原因の決定
 - 10.10 怪我
 - 10.11 全体の安全
 - 10.12 全体の安全の範囲
 - 10.13 業務の衛生

D 注：

- 当市の電信伝送施設の設備を見学する
- シマ (Sima) の電信網の有形電線の一区間を見学する。

部門	デジタル・コミュニケーション	単位：	
講座題目：	電信伝送技術	コード：	
受講者職能：	技師	段階：	
		期間：	
		時間数：150 日数：30	受講者人数：30

A 受講資格：

- 機械操縦技師
- 電信伝送分野で働く者
- 電気学の基礎知識を有する者
- 第二のスタジオを有する者

B 目的：

- 電信伝送にポイントを置いて、電信分野の基礎知識を与える
- 受講者が仕事で必要とするエレクトロニクスの基礎知識を与える

C 内容：

- 1 エレクトロニクスの基本原理
- 2 電信の基礎
- 3 印刷電信機の原理
- 4 電信伝送技術
 - 概説
 - 調波電信
 - 調波電信回路の説明
 - 調波電信によるその他の仕事
- 5 有形電線
- 6 無形電信
- 7 無線テレタイプ

D 注：

第5、6及び7項では、伝送、受信、アンテナ及び無線伝搬について学ぶ

部門： デジタル・コミュニケーション	単位：
講座題目： 電信コミュテーション技術	コード：
受講者職能： 技師	段階：
期間： 時間数：150 日数：30	受講者人数： 30

A 受講条件：

- 機械操縦技師
- 電信コミュテーション分野に従事する者
- 電気学の基礎知識を有する者
- 第二スタジオを有する者

B 目的：

- 電信コミュテーションをポイントに、電信分野の基礎知識を与える。
- 講座を通じて、受講者に、コミュテーション・システムの原理理解のための基準を与える。

C 内容：

1. エレクトロニクスの基本原則
2. 電信の基礎
3. テレプリンターの主な機能
4. 電信コミュテーション技術
 - 概説
 - コミュテーション・システム
 - 選択システム
 - 機械操縦サインのシステム
5. コミュテーション網
6. 電信局
7. 通信量に関する一般的概念
8. 維持

D 注

部門： デジタル・コミュニケーション		単位：	
講座題目： 有形電信線			コード：
受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数：150 日数：30	受講者人数： 30

A 受講資格：

- 2年の経験を持つ技師，又は，講座“有形電信線”を終了したオペレーター
- 第二スタジオを有する者

B 目的：

- 有形電信線の設置，維持に必要な能力と知識を授ける
- 安全と衛生に関する規則を教え，指導する

C 内容：

- 1 電信の基本
- 2 基礎エレクトロニクス
- 3 有形線に関する一般概念
- 4 有形線の建設
- 5 電信システムの要素
- 6 電信回路
- 7 電信用工具
- 8 内部の設置
- 9 欠陥
- 10 維持
11. 安全と衛生

D 注

部門： デジタル・コミュニケーション	単位：
--------------------	-----

講座題目： テレックス及び電信の技術	コード：
--------------------	------

受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数： 90 日数： 30	受講者人数： 30
-----------	-----	-----------------------	-----------

A 受講資格：

- デジタル・コミュニケーション分野の会社に勤務する者
- 技師もしくは大学のエレクトロニクス分野卒業生
- 講座「デジタル・テクニック」終了者

B 目的：

- テレックス及び電信に関する基礎知識を与える
- 伝送技術及び伝送コミュニケーションの使用基準を画一化する

C 内容：

1. 概論
2. 伝送コード
3. 伝送回路
4. 多重通信路
5. 伝信及びテレックスの通信量
6. ライン及びメッセージのコミュニケーション
7. 符号化
8. 電信網の配置
9. 電信網都市計画

D 注

部門： デジタル・コミュニケーション		単位：	
講座題目： データ伝送技術			コード：
受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数： 90 日数： 30	受講者人数： 30

A 受講資格：

- デジタル・コミュニケーション分野の会社に勤務する者
- 技師もしくは大学のエレクトロニクス分野卒業者
- 講座「デジタル・テクニック」終了者

B 目的：

- データ伝送に関する基本的知識を与える
- データ伝送技術の使用基準を画一化する

C 内容：

1. データの伝送及び作成用のコード
2. デジタル・インフォメーションの基本的代表例
3. テープの周波数と幅
4. 周波数帯の最大許容量
5. 変調及び復調
6. 多重送信
7. 電話線上でのデータの高速度伝送
8. データ伝送用システム
9. データ伝送端末装置
10. 変復調装置（モデム）
11. データの誤り

D 注

部門： 電話コミュニケーション	単位：
-----------------	-----

講座題目： 加入機器の設置と維持	コード：
------------------	------

受講者職能： 技師／職人	段階：	期間： 時間数：80 日数：25	受講者人数：
--------------	-----	---------------------	--------

A 受講資格：

- 加入機器の設置・維持に従事する技師
もしくは職人

B 目的：

- 応用電気学の基礎及び加入機器の設置と維持に関する知識を与える
- 受講者が、能率的に各自の仕事を行える様にする

C 内容：

1.0 応用電気学

- 1.1 電流－電池
- 1.2 交流－マグネット発電機－呼出し電流発生器
- 1.3 オームの法則
- 1.4 Kirchoff の法則
- 1.5 構成分－特徴－同一構成分
- 1.6 器具類（構成分の測定用）
 - 1.6.1 電流計
 - 1.6.2 電圧計
 - 1.6.3 周波数計又は計量機
 - 1.6.4 電気容量計
 - 1.6.5 電流発電器
 - 1.6.6 デシベル・メーター
 - 1.6.7 オシログラフ
 - 1.6.8 マイクロテレフォン

2.0 電話結合（中央カウンターの設置）

- 2.1 通話器機－加入者－電話－電話線：直流
- 2.2 声及び聴覚の特徴

2.3 電話の特徴：T x - 符号化 - 機械

3.0 電話器

3.1 電話器の部品名称

3.2 通話器官

3.2.1 マイクロホン又はT x管

3.2.2 受話器

3.2.3 誘導ボビン - 反ローカル効果

3.2.4 試験 - マイクの供給 - ローカル効果との直接接続

3.3 符号化器官

3.3.1 呼び出し音発信器

3.3.2 ダイヤル

3.3.3 呼び出し音受信器

3.3.4 試験

3.4 電話器の分類

3.4.1 均在性による：均在器 - 非均在器

3.4.2 供給源による：地方原源 - 中央電源

3.4.3 設置方法による：ローカル - 遠距離 - 直通 - 親子

3.4.4 機能による：直通 - 内線

4.0 磁気式電話器（ローカル・バッテリー）

4.1 磁気式電話器の種類

4.2 図面及び回路

4.3 接続及び試験（電気及び機械）

4.4 設置及び試験

4.5 維持 - 試験用ボード - MDFテスト - オフィス

5.0 自動電話

5.1 自動電話の種類

5.2 図面及び回路

5.3 接続及び試験（電気及び機械）

5.4 設置及び試験

5.5 維持 - 試験用ボード - MDFテスト - オフィス

6.0 特別注文機械

D 注

部門： 電話コミュニケーション	単位：
講座題目： 電話コミュニケーションの基礎	コード：
受講者職能： 技師	段階：
期間： 時間数： 80 日数： 25	受講者人数：

A 受講条件：

- 電気及びエレクトロニクスの知識を有する者
- 電話交換局に現在働く労働者

B 目的：

- 電話コミュニケーションの基本原理を教授する
- 既存の電話交換局の諸タイプについて基本的知識を与える
- 基礎から最新のセミ・エレクトロニクスに至る、電話コミュニケーションの発展のプロセスを知る。

C 内容：

1.0 電話入門

- 1.1 電話の発達
- 1.2 電話網のしくみ：ローカル網-国内長距離網-国際長距離網
- 1.3 電話器の部品：図面の種類-通話の要素-加入器機-接続-コミュニケーション網
- 1.4 電話網の特色：分類-加入者分配-トラヒックの配分-コミュテーターのタイプ-符号化のタイプ-Tx網

2.0 コミュテーション網

- 2.1 コミュニケーション網：二極間-多極間
- 2.2 コミュテーション網：全加入者-経済-コミュテーター
- 2.3 コミュテーターの分類：手動式-自動式
- 2.4 コミュテーション網：チェーン-受容性-relex チェーン-セレクター・チェーン-通話路-監視
- 2.5 コミュテーション網の特色
- 2.6 電話網の種類

3.0 電話交換局

- 3.1 電話交換局の役割り

- 3.2 構成：接続網－制御装置－監視装置－インターフェイス装置
- 3.3 物的配分
- 3.4 交換局相互間の接続－符号化の問題－トラヒックの問題－伝送の問題－維持の問題
- 3.5 交換局の特質
- 3.6 交換局の分類
- 4.0 手動交換局
 - 4.1 手動交換局の役割り
 - 4.2 手動交換局の分類
 - 4.3 B・L・手動交換局：磁石－ボード－主な回路－物的配分－技術的特徴
 - 4.4 B・C・手動交換局：電話－ボード－主な回路－物的配分－技術的特徴
- 5.0 電気機自動交換局
 - 5.1 漸次システム（Albis）：概略図－ブロック図－部品－主要回路－接続／制御網－監視－呼び出し音のプロセス－物的配分－技術的特徴
 - 5.2 エリクソン・システム：概略図－ブロック図－部品－回路－接続網－制御装置－監視装置－呼び出し音のプロセス－物的配分－技術的特徴
 - 5.3 ロータリー・システム：概略図－ブロック図－部品－回路－接続網－制御装置－監視装置－呼び出し音のプロセス－物的配分－技術的特徴
 - 5.4 クロスバー・システム：概略図－制御図－監視装置及び維持体制－呼び出し音のプロセス－物的配分－技術的特徴
- 6.0 セミ・エレクトロニクス自動交換局
 - 6.1 D-10.特質システム：概略－部品ブロック図－回路－接続網－インターフェイス装置－制御装置－監視装置－維持体制－呼び出しのプロセス－物的配分－技術的特徴
 - 6.2 PRC特別システム：概略－ブロック図－部品－回路－接続網－制御装置－インターフェイス装置－監視装置－維持体制－呼び出し音のシステム－物的配分－技術的特徴
 - 6.3 E-C特別システム：臨時的コミュテーションの概念－音声－同期化－符号化－MIC－交換局の図面－臨時的コミュテーション網－監視体制及び管理体制－呼び出しのプロセス－物的配分－技術的特徴

D 注

部門： 電話コミュニケーション		単位：	
講座題目： 電話コミュニケーション技術			コード：
受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数：80 日数：25	受講者人数： 30

A 受講資格：

- エレクトロニクス技術専攻者
- 電話交換局の企画分野に従事する者

B 目的：

- コミュテーションの原理を教える。
- 電話のトラヒック理論に関する知識を拡大する
- 電話網及び電話交換局を設計する

C 内容：

1. コミュテーションの基本概念
 - 概論- コミュテーション・システム
 - 技術- トラヒック技術の概念と目的
 - 電話交換局の基本的企画- グループの規模と効果- 小グループに於る効率の極致化
2. コミュテーション・システムの一般的機能- 概論- 電話交換局とその基本的なコミュテーションの役割り
3. コミュテーション網
 - 概論- コミュテーション網(集中時及び拡散時)- 職業用コミュテーション網(分配時)- 漸増的コミュテーション網(漸増的電話交換局)- 多重送信コミュテーション法
4. 漸増コントロール
 - 集中時のコントロール- 直接の漸進的コントロール- 登録の漸進的コントロール
5. 共通コントロール- 電気機
 - 序- 電話網のコントロール- 自動中継- 情報の自動中継- 監視及び警戒
6. エレクトロニクス・コミュテーション・システム

D 注

部門： 電話コミュニケーション	単位：
-----------------	-----

講座題目： 電話トラヒック	コード：
---------------	------

受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数：80 日数：25	受講者人数： 30
-----------	-----	---------------------	-----------

A 受講資格：

- 電気・エレクトロニクス，数学の知識を有する者
- 電話交換局設置分野に従事する者

B 目的：

- 高等数学の知識を与える
- トラヒック理論に関する知識を拡大する
- トラヒックの測定のための知識を与える

C 内容：

1.0 確率の理論

集団，所有-偶然的経験-偶然の不安定性-分布

2.0 電話トラヒック

概論-電話トラヒックの数学的分布-損失を考慮に入れたトラヒック・システムの研究-期待値によるシステム-等級-連鎖かんシステム-トラヒックの原型-トラヒックの測定-交換局の広さ決定

D 注

部門： 電話コミュニケーション	単位：
-----------------	-----

講座題目： トラヒック技術	コード：
---------------	------

受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数：100 日数：30	受講者人数：
-----------	-----	----------------------	--------

A 受講資格

- エレクトロニクス技術専攻者
- 電話交換局勤務者

B 目的：

- 高等数学の知識を拡大する
- 交換局の設計に必要な知識を与える

C 内容

1.0 トラヒック

電話の呼出し音の性質 - トラックの量

2.0 電話交換局

交換器 - 数学的方式に基づいた電話トラヒックの設計：Erlang の公式 B 及び C，
Poisson の公式，トラヒックの Blacking - Suposicions 公式

3.0 待期システム

4.0 トラヒックの測定

5.0 トラヒックの予告

6.0 幹線回路の設計

D 注

部門： 電話コミュテーション	単位：
----------------	-----

講座題目： コミュテーションのテクニック	コード：
受講者職能： 技師	段階：
期間： 時間数： 80 日数： 25	受講者人数： 30

A 受講資格：

- 電気及びエレクトロニクスの知識を有する者
- 電話交換局の現職職員

B 目的：

- 電話コミュテーションのテクノロジーの進歩を知る
- エレクトロニクス回路に関する知識を広める
- 電話交換局の維持能力を高める

C 内容：

- 10 回路理論
- 20 コミュテーションの部品入門
- 30 コミュテーション・システム
手動-漸次的-クロス・パー-エレクトロニクス
- 40 電話機
- 50 電話線路
- 60 電話交換局の維持

D 注

部門： 電話コミュニケーション	単位：
--------------------	-----

講座題目： コミュニケーション・テクニック	コード：
--------------------------	------

受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数：100 日数：30	受講者人数：
--------------	-----	----------------------	--------

A 受講資格：

- エレクトロニクス技術専攻者
- 電話の企画分野に現在従事している者
- コミュニケーションの実務経験者

B 目的：

- 電話コミュニケーション・システムの、技術的發展に関する知識を与える
- 電話交換局の設置及び維持に必要な知識を拡大する
- 電気通信基礎計画に関する知識を与える

C 内容

- 1.0 回路理論
- 2.0 コミュニケーションの部品
- 3.0 コミュニケーション・システム
手動-漸次的-クロス・オーバー・エレクトロニクス
- 4.0 電話機
- 5.0 電話線路
- 6.0 基礎計画
区域決定-ルート決定-伝送-符号化-数字化-作表
- 7.0 設置
- 8.0 維持

D 注

部門： 電話コミュニケーション(交換)	単位：
------------------------	-----

講座題目： 僻地の電話	コード：
----------------	------

受講者職能： 技師	段階：	期間： 時間数： 80 日数： 30	受講者人数：
--------------	-----	-----------------------	--------

A 受講資格：

- エレクトロニクス技術専攻者
- 電気通信の企画部門に従事している者
- 電話交換局もしくは電話線路部門もしくは電話中継部門もしくは維持部門の有経験者

B 目的：

- 僻地の電話のシステムに関する知識を与える
- 僻地の電話用器機の維持能力を高める

C 内容：

- 1.0 僻地の電話序説
- 2.0 電話機
- 3.0 僻地のシステム用コミュニケーション
- 4.0 伝送システム
 - ケーブルー搬送波ー電信結合
- 5.0 電話線路
- 6.0 設置
- 7.0 維持

D 注

電話線路部門

部門： 電 話 線 路	教育担当：
-------------	-------

コース名： 電 話 線 路 の 基 本	符号：
専門程度： 技 術 員	段階：
期間： 時間：100日 日：30	参加人数： 30名

A 受講資格－

- －現在、電話線路の建設または保全の仕事に従事している者。
- －組長、係長またはケーブル工事に1年以上の経験あるもの。

B 教育目的－

- －電話線路の建設、保全の仕事を遂行するのに必要な能力、知識を育成する。
- －その仕事を遂行するのに必要な数学および電気工学の基礎知識を確める。
- －より効果的な作業を達成するため、参加者のなすべき安全、衛生標準、活動について教育する。

C 教科内容－

I 数学

- 1.0 四則演算の復習
- 2.0 べきと平方根
- 3.0 対数
- 4.0 方程式とグラフ

II 電気工学

- 1.0 静電気学
 - 1.1 電気材料
 - 1.2 導体と絶縁物
 - 1.3 電性
- 2.0 直流
 - 2.1 電圧、乾電池と蓄電池
 - 2.2 電流
 - 2.3 抵抗
 - 2.4 キャパシタンス

3.0 交流

3.1 電圧, 発電機, 電流計

3.2 電流

3.3 インピーダンス

3.4 インダクタンス

3.5 キャパシタンス

4.0 オームの法則

4.1 直流

4.2 交流

4.3 応用

5.0 キルヒホフの法則

5.1 直流

5.2 交流

5.3 応用

6.0 ケーブルの電気的特性

II 電線線路

1.0 電話についての一般概念

1.1 序論

需用と給電

1.2 電話網の重要さ

1.3 電話網中での送信と信号化, 一般品質条件, 低周波回路, 高周波系, 電話への種々の信号の送信

1.4 加入者用機器

2.0 電話網系統

2.1 定義と用語

2.2 網の構成

3.0 電話線路の目的

4.0 電話線路に用いる材料

4.1 地下配線系用の通話路ブロック, 終端箱, 付属品

4.2 電柱および付属品

4.3 ケーブル, 分配点, 配線点

4.4 加入者用施設

- 4.5 集信機
- 4.6 減衰を軽減するための装置
- 4.7 高圧密封用材料
- 5.0 電話線路の設計基礎
 - 5.1 記号, 符号, 電話網に関する図面, 書類の読み方
 - 5.2 電話線路関係の記録文書
 - ケーブルの台帳
 - 端局指定台帳
 - 加入者名, 局番の台帳
 - 施設の所在位置
 - 使用施設の記録文書
 - 5.3 設計通論 -
業務区域, 分岐施設, 給電施設, 架空施設, 地下施設
- 6.0 電話線路の建設法
 - 6.1 地下配線系
 - 6.2 電柱
 - 6.3 ケーブル布設
 - 6.4 分配点
 - 6.5 配線点と配線法
 - 6.6 加入者ケーブル
 - 6.7 高圧密封法
 - 6.8 架空線接続, 圧力密封ケーブルの接続, 高圧密封のためのシーリング, 市外ケーブルの接続, シャヘイケーブルの連結, 機械的保護。
 - 6.9 気候, 土質および加害動物のケーブル施設への影響
- 7.0 電話線路の保全
 - 7.1 電話線路保全の重要性
 - 7.2 電話線路保全の経済性
 - a) 電話線路の規格, 手引書
 - b) 保全方法
 - 7.3 電話線路保全の手引書
 - 7.4 架空施設, 地下施設, 加入者機器, 本配電盤, 終端箱, 分岐点, 高圧密封用機器, 公衆電話機の保全

7.5 保全の管理, 統計

8.0 計測

8.1 電話に關する主な計測, 試験

8.1.1 建設試験

8.1.2 検収試験

8.1.3 保全試験

8.2 試験台

8.3 計測, 試験用計器, 装置

8.4 保全に關する安全規定

IV 実地見学

1.0 CPTSA の「電話網」施設の見学。

目的-「交換網」(屋内施設)および屋外施設の構成材の確認。それぞれの重要性

2.0 CPTSA の建設部(Surquilloにある)の見学。

目的-組織, 施設, 材料, 機器などに習熟。建設計画という見地でプロジェクトを追跡する。

3.0 Pirelli のケーブル工場見学。

目的-紙ケーブルの技術上極めて大切な特性を修得する。品質管理試験を記述する。

V 安全, 衛生

1.0 安全に關する法規, 規定

2.0 電話線路に於ける安全条件

3.0 原因: 機器, 工具, 器材

4.0 機器, 工具に対する注意事項

5.0 応急処置: 燃発, 感電

6.0 非常対策と予防措置

部門： 電 話 線 路	教育担当：
----------------	-------

コース名： 電 話 線 路 基 本 工 学	符号：
専門程度： 技 術 員	段階：
期間： 時間：60日 日：25	参加人数： 30名

A 受講資格-

- 電気工学，電子工学についての基本知識をもっている者。
- 電話線路の装置の取扱，保全に従事している者。

B 教育目的

- 保全方法についての知識を修得。
- 保全に関する基本的操作の修得。
- 保全作業の組織の修得。
- 計測，試験作業に必要な能力，知識に習熟。

C 教科内容

- 1.0 - 数学
- 2.0 - 電気工学
- 3.0 - 電気線路の保全

保全方法，保全作業の組織，ケーブルの保全

部門： 電 話 線 路	教育担当：
----------------	-------

コース名： 電 話 線 路 の 保 守	符号：		
専門程度：	段階：	期間： 時間： 60 日： 25	参加人数： 30

A 必要条件

- 電気，基礎電子工学の知識があること。
- 電話線路の据付・保守部門に携わる。

B 目的

- 保守方法の知識を与える。
- 保守の基礎的操作の知識を得る。
- 保守作業組織の知識を得る。
- 測定・試験作業に必要な技術・知識を開発する。

C 内容

- 1.0 数学
- 2.0 電気
- 3.0 電話線路の保守，保守作業の組織，ケーブル保守
- 4.0 測定，試験
ケーブルの損傷，一次，二次，トランク網の試験
- 5.0 安全・衛生

D 備考：ペルー電話会社を見学。

- 4.0 電話線路の建設
 - 4.1 建設計画
 - 4.2 建設材料
 - 4.3 建設方法
 - 4.4 建設試験
 - 4.5 検収試験
- 5.0 保全
 - 5.1 保全方法

5.2 計測と試験

60 討論

D 備考

40 計測と試験

ケーブル故障……1次, 2次, 市外回路網の試験

50 安全, 衛生

D 備考

Cía. Peruana de Teléfonos (ペルー電話会社)の見学を予定している

部門： 電 話 線 路		教育担当：	
コース名： 電 話 線 路 の 計 画			符号：
専門程度： 技師／技術者	段階：	期間： 時間： 60 日： 20	参加人数： 30名

A 受講資格

- 電子工学専門課程の卒業生、またはこれと同等程度の者
- 電話線路プロジェクトに勤務している者

B 教育目的

- 電話網の計画に関する知識の修得
- 電話線路の設計についての重要点の修得
- 架空線路建設の計画に関する知識の習熟

C 教科内容

- 1.0 - 電話線路の概要、一通則、電話線路の分類、必要要件、論述。
- 2.0 - 電話線路の設計基準、経済的設計-新技術の採用、既設電話線路利用の可能性。
- 3.0 - 架空線路建設計画-
基本的要素、力の計算、設計プロセス
- 4.0 - 地下加入者線路の設計、ケーブルの特性、地下施設のルートを選択
- 5.0 - 架空ケーブル布設、地下ケーブル布設の計画、架空ケーブル布設の概要、設計手順、其中、
布図の作成、ブロック別分布図の設定、必線数の決定。

D 備考

部門： 電話線路	教育担当：
-------------	-------

コース名： 電話線路のための土木工事計画	符号：
専門程度： 技師／技術者	段階：
期間： 時間：60 日：20	参加人数： 30名

A 受講資格

- 電子工学専門課程の卒業生またはこれと同等程度の者
- 電話線路建設に実際に従事している者

B 教育目的

- 電気通信のための土木工事計画の知識の修得
- 電話網計画の知識に習熟
- 工業経済についての知識の習得

C 教科内容

- 1.0 電気通信のための土木工事計画 - 通則, 計画手順, 土木工事に使用する用語の定義
- 2.0 工業経済
- 3.0 地下心線の線路計画 - 地下屋外施設の応用, 地下電話線路の位置選定。
- 4.0 地下心線 - ダクトの敷, 心線の絶縁種別, 心線の配置, 終端箱およびキャビネット。
- 5.0 電話局内部に終端箱の計画
- 6.0 電話用トンネル
- 7.0 ケーブルの直接埋設

D 備考

CPTSA の建設部 (Surquillo にある) を見学予定

部門： 電話線路	教育担当：
-------------	-------

コース名： 電話線路建設	符号：
専門程度： 作業員／技術者	段階：
期間： 時間： 90 日： 25	参加人数： 30名

A 教育目的

- 電話線路建設法の修得
- 建設図面についての知識の獲得
- 電話線路に使用する材料の修得
- 検収試験の基準に習熟

B 受講資格

- 電話線路建設に従事している者
- 工業学校卒業程度

C 教科内容

1. 数学
2. 電気工学
3. 電話線路建設
4. 建設計画
 - 通則
 - 図面，仕様書の調査，検討
 - 実施すべき仕事と工期の決定
 - 資材の補給
 - 工事に於ける作業編成
 - 監督
5. 使用資材
 - 架空ケーブル用
 - 電柱用
 - 終端箱用，配線用
6. 検収試験
 - 総則

- 加入者用の基本的電話回路
- 加入者用電話回路の機能

7. 実地見学

- CPTSA の「電話網」の施設を見学する。

目的-交換網(屋内施設), 電話線路の構成材の確認

- CPTSA の建設部(Surquillo にある)の見学

目的-その組織, 施設, 材料, 機器などを修得する。建設計画という見地で, プロジェクトを追跡する。

8 安全, 衛生

- 安全法規, 規則
- 電話線路の安全条件
- 機器, 工具に対する注意事項
- 応急処置, 爆発, 感電
- 非常措置と予防対策

9 社交性能力の向上

- グループ活動
- 集団作業

D 備考

部門： 電 話 線 路	教育担当：
----------------	-------

コース名： 配 線 ケ ー ブ ル の 設 計	符号：
専門程度： 技師／技術員	段階：
期間： 時間： 80 日： 30	参加人数： 30名

A 受講資格

- 電子工学専攻課程の卒業生，またはこれと同等程度の者
- 電話線路の計画設計に現に従事している

B 教育目的

- 配線ケーブル設計のための知識，手順の修得
- 需用分布図の基準の応用
- 電話網計画の知識に習熟

C 教科内容

- 1.0 配線ケーブル，（架空，地下）の設計，架空配線ケーブルの概要，架空ケーブル設計手順
- 2.0 需用分布
地域単位ごとの需用密度による需要分布のクラス分け。
- 3.0 ブロック別分布の設定。
定められたブロック別の分布状態の設定，将来の需用計算。
- 4.0 ルートの選定
- 5.0 配線ケーブル系統
配線系統のクラス分け，給電ケーブルの分布系
- 6.0 地下配線の設計
- 7.0 基本的工業経済

D 備考

付 録 No. 7

教科用資材の平均価格

第1表 教科用資材の平均価格

(注:1977年11月30日価格)

所要資材			技術員		技 師	
品 名 目	価 格 (単位:ソル)	単 位	数 量	価 格 (ソル)	数 量	価 格 (ソル)
ざ ら 紙	400	千枚	10	4,000	35	14,000
60g/m ² ポンド紙	480	千枚	1/4	120	1/4	120
80g/m ² ポンド紙	1,100	千枚	1/2	285	1/2	285
普通の騰写版原紙	1,100	箱	5	5,500	5	5,500
電子騰写版原紙	11,400	箱	1/2	5,700	1	11,400
騰写版インキ	580	瓶	7	4,060	13	7,540
透 明 紙	7,500	箱	1/2	3,750	1	7,500
陽 画 感 光 紙	2,400	巻取	1	2,400	1	2,400
複写写真11"	10,000	巻取	1/4	2,500	1/4	2,500
カ - ボ ン 紙	880	箱	5	4,400	5	4,400
止 め 金	75	箱	1	75	1	75
電子騰写版鉛筆	1,800	箱	1	1,800	1	1,800
折りたたみ器	7	台	40	280	40	280
普通騰写版消去液	95	瓶	2	190	2	190
電子騰写版消去液	600	瓶	1	600	1	600
白 チ ョ - ク	70	箱	2	140	1	140
色 チ ョ - ク	80	箱	1	80	1	80
そ の 他				1,120		1,190
合 計				37,000		60,000

第2表 教科用平均諸データ

平均	技術員	技師
参加人員	35	35
コース所要時間	120	100
授業時間数	90	90
教材費用(ソル)	600	600
教師への謝礼	54,000	48,000

注：1977年に実施した授業時間の平均値を採った。

第3表 コース別の費用

コース	費用(ソル単位)		合計	参加者 1名当り
	教授	資材		
技術員	54,000.00	37,000.00	91,000.00	2,600.00
技師	48,000.00	60,000.00	108,000.00	3,085.00

6. INICTELの訓練状況と問題点
(INICTEL所長執筆一仮訳)

電気通信の訓練

1. 電気通信訓練に関連のある機関

第1表：電気通信関係分野の専門家を養成する教育機関。

特徴：高等教育，特殊専門研修（CPE）方式

第2表：就職のため見習，技術者対象の教育機関。

第3表：電気通信サービス関係職員対象の人材養成教育機関。

2. 電気通信における教育問題

2-1 高等教育

電気通信は広範囲に及ぶエレクトロニクス科に含まれており独立した専門課程ではない。

エレクトロニクス科の中の電気通信関係カリキュラムは全般的入門で中等レベルであり，専攻講座はなくまた現状ではその設置の正当な理由もない。一方，ペルー工科大学を除く大学では完全な試験所が設置されていないため講義は主として理論で実習は極めて少ない。また大学における研究は非現実的あるいは初歩的であり，調査，計画は実施しない。

2-2 技術教育：高等教育の場合と同じく，電気通信はエレクトロニクスのカリキュラムの一部に過ぎない。

2-3 特殊専門研修（CPE）：労働者対象

一般電気通信法，法令第19020号を以て設置されたもので最も順調に進行しており INICTEL が参与しているが電気通信公共事業分野が特に顕著である。常に調整が行き届いており特殊専門研修に関する現場セミナーが開催され多数の指導者が参与した。

放送分野はかねてから講座を続けており，ENRAD-PERU およびテレビ局，テレビセンターは積極的に参加するがラジオ放送はそれ程ではない。

3. 通信部門における訓練

通信部門における訓練は積極的活動による新社会創造のため，労働者の向上を図るといふ政府の一貫した方針の一部である。

INICTEL はこの方針に基づいて発足したがこの他，電気通信サービスに携わっている各機関で孤立して実施している訓練活動を調整・補充し，技術改善に必要な活動を積極

的にを行い電気通信関係労働者が国家の社会経済開発に参加する自覚を強化する必要に対処するための設置されたのである。

このような考え方を基礎とした訓練は、国家の需要、実態に応じた技術研究・調査分野での活動、プロジェクトの実施により、科学技術依存度を低減するために不可欠な人間的可能性開発を活発にし、ベルー独特のパターンの具体的解決を提起するであろう。

訓練活動に於ける INICTEL の役割は、オペレータ、ワーカー、技術者、エンジニア等あらゆるレベルの電気通信部門職員のためにある学校制度外の特殊専門研修制において訓練の理解、標準の制定、実施、監督をすることである。

このような方針範囲内で実施しなければならない教育活動としては次の2グループが考慮できる。

基礎的訓練がその1つで補充教育活動として次のものが挙げられる。

- 1) 現在勤務中労働者の知識の更新。
- 2) 新入労働者への資格賦与。

専門知識訓練がその2で関係部門企業の各種必要条件および国家の科学技術需要に応じて労働者を養成する教育活動でその内容は次のとおりである。

- a) システム（電気通信システムの保守、据付、オペレーション）利用のための専門的知識養成。
- b) 電気通信、システムの企画に関する科学技術研究実施に必要な技術的編成、準備のための専門的知識養成。

基礎訓練とは、設備に現在採用されている新科学技術の基礎知識（例えばソリッドステートにおける科学技術）ならびに、電話交換、電話線路、伝送、デジタル通信、ラジオ放送など各担当部門で必要な基礎知識を労働者に修得させる教育活動である。これらの知識は労働者にとって後期段階で修得する専門知識の基本的要素となる。

基礎訓練は永久的である。というのも、基本的知識の中には将来、教育機関のカリキュラムに導入されるものがあるが、電気通信科学技術開発のリズムには極めて早いため、労働者対象の知識更新化作業は常に必要と見做されるからである。

システム利用のための専門知識教育は、電気通信システムを構成する各種設備の据付、オペレーション、保守作業に労働者が従事するに必要な知識を修得させる教育活動である。

この教育には、設備供給者のみが有している設備、計器、技術情報に関するそれぞれの高度な専門家が担当する必要があるが、供給者は当該供給契約に従いこれを履行する義務がある。しかし、この人材養成は関係部門の訓練活動の一部であるため、国家にとり最適の知識移譲ができるよう実施に際し規則の制定、管理、監督が必要である。

4. 情况分析

4-1 電気通信機関の技術職員の特徴（第6表）

電気通信サービスを提供する企業に従事している技術職員は次の5レベルもしくは等級に分類できる。

- エンジニア
- 中間指揮技能工（上級テクニシャン）
- 技能丁（テクニシャン）
- オペレーター
- ワーカー（作業員）

これら等級の他にラジオ放送会社の場合、ラジオ、TV番組プロダクション職員を加えねばならない。即ちプロデューサー、コーディネータ、舞台装置係、カメラマン、照明係、音響係等であるが、電気通信法の施行細則によるとこれら職員は技術者ではなくプロダクション職員と見做されている。

電気通信サービス会社に従事する技術者推定人数は合計10,000名でその構成は第6表に示す通りである。

電通部門の事業の拡張プラン、現在実施中プロジェクト、短期、中期間実施プロジェクトにはあらゆるレベルの技術者の追加員数が必要となる。第6表は向う5年間の技術者需要推定計算である。

これによると年間約10%増加している。

1974年 INICTEL の訓練部は電気通信サービスを利用する関係機関の特別要請に基づき訓練活動に着手した。この教育活動と並行して1975年に事業開発プランに準拠した訓練プロジェクトを作成する目的で職種、労働者別需要に限定し、ENTEL-PERU および電報局職員の訓練需要に係る部分的診断（ひな型）を行った。（第7表）

部分的診断により下記事項が判明した。

- a) 労働者のプロフィール
- b) 職種プロフィール

これら2つのプロフィールの比較により診断の対象となった事業所属職員の訓練需要実態はかなり明らかになったが、ひな型タイプの調査は電通部門に属する全機関が含まれていないため限度があることを指摘しても蛇足にはなるまい。従って1978～79年 INICTEL 開発プランに“電通部門の訓練需要診断”調査実施が含まれた。

第7表は1975年に実施された診断から得た労働者（プロフィール）の特徴を示す。

また同診断によって ENTEL-PERU, 電報局それぞれの職員が担当している各種オペレーション(職種プロフィール)が職場毎に顕著な特徴を持っていることが伺える。

4-2 人材養成の経緯(第8表)

INICTEL が発足以来, 数々の講座, セミナール, 会議, シンポジウムが行われ合計4,357名のテクニシャン, エンジニアを養成, 再教育して来た。第8表は1973年から1977年の間に実施した訓練活動の詳細を示す。

4-3 訓練の需要

4-1項によると, 1978~1982年の5カ年間に技術者が50%即ち各レベルの新労働者が5,000名増加することになる。

各レベル教育機関出身でも電気通信部門の適切な資格と専門知識を兼ね備えた人材を集めるのは不可能であるため, INICTEL が訓練に当らねばならないことは明白である。

現在, 電気通信サービス提供会社に従事している設備の技術者及びオペレーター, 専門技術を有する労働者の大半は異った技術教育を受けた者であるため, 彼等の知識レベルの向上については効率上昇を図るため適切な養成, 再教育が必要である。

結論としては向う5年間に養成, 訓練をしなければならぬあらゆるレベルの技術者は合計15,000名である。

4-4 訓練の障害(第9表)

本年中, INICTEL は訓練活動に際し数々の障害に直面して来たがその要因は下記のとおりである。

- a) 関係機関全てを網羅した訓練需要に関する実態を反映した診断書の不足。
- b) INICTEL に振当てられた予算上の制約があり訓練の希望目標達成が不可能になった他, 予算凍結措置により教師確保ができず本年度訓練活動プラン実施に打撃を与えた。
- c) ENTEL-PERU, ENRAD-PERU, 多数の労働者を有する地方職場の技術者レベルが千差万別で国内各地に散在している。

4-5 障害克服のための助言(第9表)

前項に挙げた障害を乗り越えるには至急次のような措置をとる。

- a) 関係機関の訓練需要診断の実施。
- b) 地方州に住む労働者の養成を可能にするため遠距離訓練方法を採用する。
- c) 地方分散化技術養成の助力となる CODEVTEL 講座を国内で採用するようUITに協力を要請する。

- d) 新しい国際技術協力源を探す。
- e) INICTEL の新しい自己資金増大源を探す。

5. 全般的目的

1978年 INICTEL 訓練活動プランの全般的目標は下記のとおりである。

- a) 電気通信サービス機関に従事している技術者の効率を上昇する。
- b) 電気通信関係職場の幹部，テクニシャン，オペレーション関係要員の技術レベルを向上する。
- c) 人的昇進を達成するため電気通信労働者の統合的養成の方法，技術を開発する。
- d) 関係機関における技術者養成の需要実能を調べる。
- e) 職場と COSETIC の訓練活動を調整する。
- f) 遠距離訓練のための方法技術を開発する。

6. 目標

- a) CPE 方式の講座によって職場の各分野におけるあらゆるレベルの労働者1,200名を養成する。
- b) 関係機関技術者の訓練需要に関する統合的診断を実施する。
- c) 遠距離訓練技術を確立する。

7. 活動プラン

1978年に計画されている人材養成活動は次のとおりである。

- 7-1 関係機関の訓練需要調査および，遠距離教育の技術・方法の研究をする。
- 7-2 講座を実施する。第10，11表
- 7-3 INICTEL と技術協力協定を締結している機関の協力による訓練活動が予定されている。その機関とは CETUC, 陸軍技術高等学校 (ESTE)，ペルー工科大学 (U・N・I)，ペルー地球物理学校 (I・G・P)，中央情報庁 (O.C.I) である。
- 7-4 電気通信部門における最新科学技術普及のためエンジニア，有資格技術者対象の討論会，シンポジウム，セミナー，会議を開催する。
- 7-5 関連分野企業に対するアドバイス。

8. 資金要請

訓練活動プランに基づく活動には第12表に示す投資が必要である。

第 1 表

電気通信関係分野の専門家を養成する教育機関

<u>教育レベル, 方針</u>	<u>機 関</u>	<u>資 格</u>
高等教育第 2 期	ペルー教育制度の大学 UNI	専門家
		San Marcos エンジニア
		Ricardo Palma 電子工学専門家
高等教育第 2 期	高等教育第 2 期の学校	エンジニア
		国立技術工業学校 テクニシャン
		(ENIT) 電子工学専門家
高等教育第 1 期	リマ市 ESEP	Jose Pardo 高等学校卒
		San Miguel 専門家
		Leoncio Prado 電子工学専門家
		Comas

第 2 表

就職する見習, 技術者を養成する教育機関

<u>教 育 方 式</u>	<u>専 攻</u>
特殊専門研修 (CPE)	電子工学 ラジオ テレビジョンの見習いおよび テクニシャン

第 3 表

電気通信サービスにおける従業員を養成する教育機関

<u>教 育 方 針</u>	<u>機 関</u>	<u>専攻あるいは技術分野</u>
特殊専門研修 (CPE)	INICTEL	電話
	電気通信機関の人材養成 あるいは訓練部, 教育部	電話線路 伝送 通信 デジタル 音声放送 TV放送 雑

第 4 表

訓練分野における I N I C T E L の役割

理解

標準の制定

実施

監督 (U ・ I 訓練センター)

(C P E 方針に準拠し、あらゆるレベル)

第 5 表

訓練

基礎 : 補足教育活動

- a) 知識の更新 (現役中職員)
- b) 資格の賦与 (新入労働者)

専攻科 : 会社および国家の科学技術需要に応じて労働者の訓練をする。

- a) システム利用に必要な専門知識 (据付, 保守, オペレーション)
- b) 高度専門知識 (企画, 科学技術移転, 科学技術採用, 科学技術開発)

第 6 表

情 況 分 析

(臨時推定)

レ ベ ル	1 9 7 7	1 9 8 2
エ ン ジ ニ ア	4 0 0	6 0 0
上 級 テ ク ニ シ ャ ン	6 0 0	9 0 0
テ ク ニ シ ャ ン	1, 5 0 0	2, 5 0 0
オ ベ レ ー タ ー	5, 0 0 0	7, 0 0 0
作 業 員	2, 5 0 0	4, 0 0 0
合 計	1 0, 0 0 0	1 5, 0 0 0

第 7 表

労働者の部分的プロフィール

電報局職員			
レベ ル	年 令	教 育レ ベル	資 格を 取得 しな かつ た者
作 業 員	4 2.7	小 学 校 5 年	9 2.3 %
オ ペ レ ー タ ー	4 0.7	中 学 校 3 年	4 5.7 %
テ ク ニ シ ャ ン	4 2.3	中 学 校 3 年	3 6.8 %

ENTELの職員				
技 術 分 野	レ ベ ル	年 令	教 育レ ベル	資 格を 取得 しな かつ た者
ロ ー カ ル 電 話	作 業 員	39	小 学 校 5 年	8 7.5 %
	テ ク ニ シ ャ ン	39	中 学 校 3 年	8 2 %
長 距 離 電 話	"	34	中 学 校 5 年	3 3 %
テ レ ク ス	"	28	高 等 学 校 1 年	9 8 %

(1) 部分的診断 (INICTEL 1975年)

第 8 表

INICTELの訓練活動参加者数

年	CPE方式講座	シンポジウム, 討論会
1973	31	-
1974	430	-
1975	185 (予算上の制約)	500
1976	311	340
1977	460	2,100
(1978)	(1,200)	
合 計	1,417	2,940

第 9 表

訓練における障害

- a) 全ての電気通信機関の統合的かつ現状を把握した診断書の不足。
- b) INICTEL に振当てられた予算の制約
- c) 技術者, オペレーターが全国的に散在している (ENTEL, ENRAD, ラジオ, TV局)

障害克復のための助言

- a) 訓練需要の統合的診断の実施。
- b) 新しい財源，国際技術協力を探す。
- c) 遠距離訓練技術を確立する。
- d) CODEVTEL（地方分散化技術養成）講座を確立するためのUIT協力。
- e) 会社との調整を強化する（教育令，訓練センター）

第 10 表
1978年度訓練活動プラン

INICTEL

- 1. 調査 a) 電通部門の人材養成需要診断
b) 遠距離教育の技術・方法開発
- 2. 講座実施

分野	レベル
交 換	4 テクニシャン
	4 エンジニア
外部施設	4 テクニシャン
	4 エンジニア
伝 送	3 テクニシャン
	5 エンジニア
ラジタル通信	1 オペレーター
	3 テクニシャン
	3 エンジニア
放送（音声，TV）	1 オペレーター
	3 テクニシャン
	7 エンジニアおよび専門化技術
合 計	42 講座（CPE）

民間テレックス，無線通信サービスに従事するオペレーター対象の講座。

第 11 表

- 3 協定を締結している機関（CETUC，ESTE，UNI，IGP，OCI）との共同訓練活動。
- 4 シンポジウム，討論会，ゼミナール開催

(エンジニア, 専門化技術者, 科学技術進歩の普及)

5. 関連分野企業に対するアドバイス

a) 教育学的アドバイス(教育令, 訓練センター)

b) 科学技術アドバイス(試験, 測定, 人材養成その他の目的の特別調査等の実施)

第 12 表

8. 資金要請

1978年度訓練活動プラン実施には下記の投資が必要である。

8-1 調査:	S / ・	5 ' 1 8 2 -
a) 電通部門の訓練需要診断	S / ・	1 ' 8 0 0 -
b) 遠距離教育の技術・方法研究	S / ・	3 ' 3 8 2 -
8-2 講座の実施	S / ・	4 ' 5 0 0 -
a) 講師への報酬	S / ・	2 ' 3 0 0 -
b) 資料購入	S / ・	2 ' 2 0 0 -
c) 印刷設備の購入	S / ・	3 ' 0 0 0 -
合 計	S / ・	1 2 ' 6 8 2 -

7. ペルー - 国電気通信法 (仮訳)

第1部 基本法則

- 第1条 国家の安全、および開発、統合に直接関連する特質をもつ電気通信業務、^(注) およびその伝播と送信に必要な媒体の使用は国家の特別関心事であり、かつ一般国民の安全の必需とみなし、公共の使用が告知され、当法律に基き、国家の監督下におかれる。
- 第2条 国家は直接通信業務を行い、または国家の利益の保持に必要な法規作成、発効などの手段を用いて通信業務を指導・奨励・助成および監督する任務をもつものである。
- 第3条 電気通信を国家の安全および公共の治安を脅し、または道徳・風紀に反する行為を行うための媒体として使用することは禁示される。
- 第4条 ベルギー国領土内におけるすべての通信用電波周波帯の使用、規正および監視・監督は国家の親権である。
- 第5条 国家は通信の秘密保持の権利を承認し、これを保護する。電気通信によって送られる私信を傍受し、これを他人に供給したりまたは発表する行為は禁示される。
- 第6条 国家はベルギー国領土内のあらゆる地点に電気通信業務をいきわたらせる義務を持つ。国家は必要と認めた場合、当法律およびその施行規則に基き、生命の保護、公共治安の保持および公私の資源の安全を保護するために、通信機器の設備および運用を義務づけ、命令することができる。
- 第7条 戦争あるいは国家行政権が告知する国家緊急事態が発生したばあい、陸・海・空三軍統合総司令部はただちにすべての電気通信業務を直接監督しなければならない。また、局部的あるいは地域的緊急事態が発生した場合には、この監督は運輸通信省が陸・海・空統合総司令部と連絡して行なわなければならない。
- これらの監督はその発生の源であった緊急事態が終了と同時に終了しなければならない。
- 第8条 国家は公益に協調した上で人工的の干渉のない通信設備の使用の権利を擁護する。
- 第9条 運輸通信省は、国家の開発、発展および安全の必要性に調和する国家電気通信業務の開発を、ベルギー国電気通信計画書によって統合、設備を助成しなければならない。
- このベルギー国電気通信計画書は、周期的に陸・海・空三軍統合司令部に協調しながら適度、修正されねばならない。
- 第10条 電気通信業務の送行のための電気通信機器の製造、組立、設備、運用、保守、売買および使用の規則および規格は、運輸通信省と協議の上、各部門の責任官庁・省によって定められなければならない。
- 第11条 この法律に使用される電気通信業種の区分および定義は、当法律の別紙の一に示されるものである。

(注) 電気通信業務には、公衆通信、音声、画像放送、私設通信等のすべてが含まれている。

第 2 部 施行，規準，法則

第 1 題 電気通信業務について

第 1 章 公衆通信業務について

第 1 2 条 国家はペルー電気通信公社（ENTEL-PERU）によって国内の公衆通信業務の運営を直接行い責任を持つ。例外として，市内電話業務および有線放送業務は特別認可の発行により政府を協同経営者とする企業に運営を委任することができる。

第 1 3 条 すべての公衆通信業務は，ペルー国電気通信計画書に従って統合し，相互接続されなければならない。

第 1 4 条 公衆通信業務運営のために必要な線路工事用の管路，地下穴などの要地あるいは交換器などの通信設備のために確保すべき要地などを，他人の所有する敷地内で使用あるいは買収する場合の手続きは住宅省が運輸通信省と連絡して定める規定に従って行わなければならない。

第 2 章 放送業務について

第 1 5 条 放送業務は，国家の安全および集団教育の手段としての見地から国家の監督の下におかれる。

第 1 6 条 放送業務の運営は次に示される様に行われる。

- a) 教育放送業務はペルー現行法律によって設立された民間或いは公共法人によって運営されることができる。教育放送の番組放送計画は例外なく教育省の監督の下にあり，その承認を受けなければならない。
- b) 商用のテレビジョン放送業務は公共企業体あるいは政府の出資した株式資本額が 51 % 以上ある民間企業体のみ限定して運営することが可能である。
- c) 商用の音声放送業務は公共企業体および政府の株式出資が 25 % 以上の民間企業体のみによって運営されることが可能である。これらの民間企業体は放送を目的として設立された，あるいは同系有限会社でなければならない。

第 1 7 条 一つの法人は同時に国内において七つ以上の放送局の認可および免許本人となることはできない。同一法人は同一県内において，同時にテレビジョン放送局一つおよび音声放送局一つ以上の免許人となることはできない。

第 1 8 条 前条の適用に際し，次の事項が考慮される。

- a) リマ県とカヤオ特別県は同一地域とみなされる。
- b) 二つ以上の法人で同一人物，その配偶者あるいは四等親以内の親族が株主，協同経営者，役員又は支配人である場合は一つの法人とみなされる。
- c) 主放送局の運用する県以外の県で運用されるサテライト局は放送局とみなされる。

d) 同一地域で同時に同じ番組を中波、トロピカル短波およびFMで放送する局は一つの放送局とみなされる。

e) 同一地域で一つの番組をFM放送で他の番組を中波およびトロピカル短波で放送する局は一つの局とみなされる。

第19条 放送業務における商業番組に要する時間は当法律規則によって定められる主放送番組時間のパーセンテージ内でしか放送できない。

放送業務によって放送される商業用の番組はすべて国内で製作されねばならない。

第20条 放送局は国家行政権が適当と認めた国民へのメッセージがあった場合、同時放送を行わなければならない義務を持つ。公用の広告は現行の法律に従って放送しなければならない。

第21条 すべての放送局は一日当たり60分の放送時間を、国家が文化あるいは教育番組の放送に使用できるよう無料で提供しなければならない。これらの教育番組は文部省によって作製あるいは監修されねばならず、放送時間は同省が定める。教育放送局は文部省の指示に従って一般市民教育のための番組を放送しなければならない。

第22条 すべての放送局は毎日の放送時間平均の60%以上をベルー国内で企画、作製された番組で当法律の施行規則の規定に従って放送しなければならない。この番組時間の比率を算出する場合、外国より輸入された教育、文化、スポーツ番組は除外され算出の対象とならない。

第23条 施行規則の規定に従って放送業務を運営する企業体は一般市民の関心事に関する意見を発表する機会を、国家の治安、道徳、風紀および個人の権利を尊重した上で与えなければならない。

第24条 放送業務はすべての個人あるいは法人に平等に利用でき、すべての利用機会、時間および費用は同じでなければならない。

第25条 21時以前に放送されるすべての番組および商業は、内容、形式ともにとどの様な聴衆にも向くものでなければならない。この時間を過ぎてからの番組に関しては、放送局は文部省の規定に従って番組の性質および対象とする聴衆を公示しなければならない。

第26条 放送局はすべてのニュースおよび解説の原稿および録音テープを、放送後30分間保存しなければならない。

第27条 放送番組および商業の内容は、文部省の規定する条項に従わなければならない。

第28条 放送業務に従事する企業体で、放送業務の他に自社の放送局にて放送される番組の

作製に従事する企業は運輸通信省の管轄下であり、すべての事項に関して当法律が適用される。

第3者の放送局より放送される番組を作製する企業は商業工業省の管轄下となり、工業法第18350の適用を受ける。

第3章 アマチュア無線業務について

第29条 アマチュア無線業務の活動は国家が奨励する電気通信業務であり、国家の監督下にある。

第30条 アマチュア無線局同志の通信は公衆通信設備の使用を必要としない用件に限定して許可される。政治あるいは商用通信を行うことは禁示されている。

第31条 アマチュア無線局は次の場合に限って第3者より発生した通信を行うことができる。

- a) 緊急事態が発生した時。
- b) 通信が公衆通信設備の無い地域より発生するかあるいは公衆通信設備のない地域に向かう場合で前条の規定および現行の国際電気通信条約の規定に従った内容の場合。

第4章 通信業務認可・設備・許可および運用免許について

第32条 電気通信業務の設定は通信業務認可を必要とし、通信機器の設備には設備許可、通信局の運用には運用免許がそれぞれ必要である。

第33条 前条で指定される通信業務認可・設備許可および運用免許は運輸通信省よりのみ下付されることができ、発行時に陸・海・空三軍統合司令部に告知されねばならない。

軍用および警原用の通信設備は陸・海・空三軍統合司令部が規定する事項に従う。

第34条 次の項に示される場合、通信業務認可・設備許可および運用免許を必要としない。

- a) 同一敷地内に設置され、公衆通信に接続せずかつ他の通信設備に干渉を起こす恐れのない有線設備。
- b) 商用に供しない受信機の使用。

第35条 前条の規定は、各部門における官公庁の定める規定に相反する場合にはこれに優先すると考えてはならない。

第36条 例外として、通信業務認可・設備許可および運用免許は次の場合に外国人に与えることができる。

- a) アマチュア無線業務の場合、申請者がペルー国市民に同等の権利を与える国の市民である場合。
- b) 現行の規定に従って運用される船舶および航空機の場合。

c) 共通通信帯（市民バンド）業務で、申請者が相互協定を結ん、同の市民である場合。および

d) 当法律第 4 5 条に規定される通信業務認可があった場合。

第 3 7 条 通信業務設置のための通信業務認可・設備認可および運用免許の申請のために必要な技術的書類は大学卒程度の専門家によって署名されていなければならない。アマチュア無線の業務に関する申請の書式にはこの規定は適用されない。

第 3 8 条 電気通信業務の認可は次の様に限定された有効期間で公布される。

a) 公衆通信業務は 2 0 年間。

b) 放送業務は 1 0 年間。

c) 他の電気業務は 3 年の有効期間。

これらの通信業務の認可は延期願いの申請があった場合、同期間長に限り延期することは可能である。有効期間は認可の発行日より起算される。

第 3 9 条 電気通信業務の認可を受けるためには次の事項が必要である。

a) 当法律の施行規則の規定に従って願書を出すこと。

b) 申請される業務がペルー国電気通信計画に適応すること。

c) 該当業務の必要性が証明されること。

d) 申請される業務を遂行するに十分な公衆通信設備がない場合および

e) 上記の諸条件が満足された場合、施行規則に規定される手数料および保証金の支払いを証明すること。

第 4 0 条 次の場合通信業務、認可を与えることは禁示される。

a) 当法律第 3 6 条および 4 5 条に規定される例外を除く外国人が申請した場合。

b) 治外法権の権利を持つ外国公館の敷地内で通信設備を運用するために認可を申請した場合で、相互協定あるいは特別条約がない場合。

c) 資産あるいは株式資本金の 2 5 % 以上が外国人の所有である法人で当法律第 3 6 条および第 4 5 条の規定による例外を適用できないで申請した場合。

d) 前もって通信業務違反による認可取り消しを受けた人が申請人である場合。

e) アマチュア無線の場合を除外して法的に契約をすることができない人が申請者である場合。

第 4 1 条 当法律第 1 6 条の規定に従って放送業務の認可を得た公共あるいは民間企業体の株主、共同経営者、役員あるいは支配人は、ペルーで生れたことによってペルー国籍を得た人かつペルー国内に居住していなければならない。本条の適用に際し、国内の居住が一年間に 6 ヶ月以上であることを指定する。本条の第 1 項に規定される事項は、国家が放送業務企業体の共同経営者となる場合、国家に適用されない。

第42条 放送業務を行う企業体の資本金を代表する株式あるいは代表権は、外国人に譲渡、売買することもまた外国人の出資を受けることもできない。もしこの権利あるいは株券の所有が遺産相続の形ででて来た場合ペルー国生れの市民に譲渡しない限り、この代表権あるいは株券に相当する金額をこの企業体の資本金より減少しなければならない。

第43条 放送業務に関する認可、許可および免許、またはこれの免許代表者となる企業体の株式あるいは代表権の譲渡又は抵当権は、運輸通信省よりの許可があった場合に限りペルー国市民あるいはペルー法人に対してのみ適用できる。

第44条 有線放送を運営する免許人は、他の有線放送の免許人となることはできない。

第45条 外国人の企業あるいは自己資産の五分之一以上が外国人あるいは外国法人の所有である企業が私設通信業務の開設を申請した場合、この業務が国家行政権より承認されており、また同じ業務を行う公衆通信設備のない場合に限り例外として許可することができる。同様に外国法人より特種通信の認可申請がある場合、ペルー国の利益となると考えられ、又陸・海・空三軍統合司令部よりの認可承認のあった場合に限り、許可することができる。

第46条 特定の通信業務認可を受けた者は、現行法律および特別規定に対する違反行為の責任追及の有無に拘らずその通信業務の運営上で発生する一切の違反行為の全責任を持たねばならない。

この他、企業の従業員によって生じた違反行為に対する責任も持たねばならない。

第47条 通信設備の運用のための免許は、通信機器の設備工事の終了後、当法律の施行規則の規定に従い設備許可条件をすべて満足することを確認した上でなければ発行できない。

第48条 通信設備運用免許は、通信業務認可の有効期間と同じ有効期間で発行されるが、当法律の施行規則に規定された場合、年間1回の検査を要することも可能である。

第49条 通信業務認可および通信設備運用免許は、次にあげられた場合に無効となる。

- a) 有効期間が切れた時。
- b) 通信業務認可あるいは通信設備運用免許人が辞退した時。
- c) 料金の支払いあるいは認可人、免許人が倒産したとき。
- d) 当法律第43条の規定に対する違反行為があったとき。
- e) 当法律の施行規則に規定される運用停止期より長期間にわたって通信業務を停止したとき。
- f) 認可、免許人が法人でない場合で本人が死亡したとき。しかし相続人が業務相続の意志を、相続人と決定した時点より三ヶ月以内に発表し、又これら相続人が必要

諸条件を満足する場合は除外される。

g) 認可，免許本人が法人であった場合，この代表法人が解体したとき。

h) 認可，免許本人が法人でない場合で刑事々件で体刑を受けたとき。

i) 当法律の施行規則で規定される通信業務認可，通信設備許可および通信設備運用免許の期間に対する違反行為のあったとき。

第50条 有線通信の架空あるいは地下線路の設備，または屋外アンテナの設備工事は，当法律の規定に相反しない限り現行の規則および関連公官庁の定める規定に従う。

第5章 通信業務の利用について

第51条 通信業務認可および通信設備運用免許本人は当該業務に関し，運輸通信省が要求するすべての情報を提供する義務がある。

第52条 通信業務認可および通信設備運用免許本人は年間料金を，当法律の施行規則に規定される金額および支払い方法で支払わなければならない。公衆通信業務を運営する企業は，この支払いを免除される。

第53条 公衆通信業務の市内電話の設備および拡張工事の資金は，必要となれば，その工事地域の経済力が許さない場合を除き，加入者の出資を受けてもよい。

第54条 公衆通信業務のすべての料金は，運輸通信省が設定，調整する。これらの料金は国家，利用者，通信企業の従業員および企業の利益を考慮した上で適正な利潤を許さなければならない。

第55条 各業種に定められた公衆通信の料金の一部あるいは全部の支払いの免除は，国際協定のある場合を除き禁止される。

第56条 運輸通信省は陸・海・空三軍統合司令部と連絡しながらヘルー国周波数割当計画を作製し，電波の利用状況を監視監督する。周波数および無線局識別信号（コールサイン）の割当は軍および警察の私設通信用を除き，運輸通信省が行う。

第57条 無線局は，割当てられた周波数および規定された特性以外の送信を行ってはならない。

第58条 遭難，緊急，安全のための電波周波を私用通信のために使用することは禁止される。

第59条 運輸通信省は公益を考慮した上で割当周波数，許可出力あるいは送信の形式を変更することができ，この場合通信設備運用免許人は自費でこの変更工事を行わなければならない。

第60条 運輸通信省はヘルー国内のすべての通信設備を監視検査し，能率よく運用する手段をとらなければならない。

第 2 題 関税および金融について

第 6 1 条 当第 2 題の適用に際し通信業務を運営する法人あるいは個人は次の様に分類される。

A グループ — 公衆通信業務に従事する企業。

— 教育放送業務に従事する法人。

B グループ — 商業放送業務に従事する企業。

— アマチュア無線免許人およびアマチュア無線免許人を代表する
団体。

運輸通信省は各グループに属する企業あるいは法人の代表者の名簿を税関局に送り各税関に公知させ又、各通信企業代表者は個別の証明書を受ける。

第 6 2 条 前条で設定されたグループに属する企業あるいは法人は外国より機器を輸入する場合次の関税扱いを受ける。グループ A の者は輸入税として次の比率で関税を支払う。

(1) 機器物資の輸入 関税の 10%

(2) 消耗品 関税の 20%

グループ B の者は輸入税として次の比率の関税を支払う。

(1) 機器の輸入 輸入関税の 30%

(2) 消耗品の輸入 輸入関税の 50%

すべての輸入品はこのほか法令第 11537 および 13836 に規定される海上運賃の 4%、政令第 202-68-HC によって規定される 10% のの上のせ、および入国手続料を支払わなければならない。この様な関税の値引は国内で生産される物資には適用されないが、質・量および納期の面で満足されない資材の場合は商業工業省が運輸通信省との協議の上で定めたものに限り除外される。カルタヘナ協定の加盟国より物資を輸入する場合は、工業計画による関税撤廃計画が適用される。

第 6 3 条 第 6 1 条で考慮されていない個人あるいは法人が私設通信業務のための通信機器および消耗品の輸入に関しては現行の法律および法人の属する部門の官公庁の規定に従う関税の扱いを受ける。

第 6 4 条 国立勸業銀行は、当法律の第 6 1 条で規定される企業および法人に該当計画の遂行を通信計画の発展と協調するよう最優先の条件で資金援助をしなければならない。この資金融資の期間および利率は運輸通信省によって定められる。

第 6 5 条 公衆通信業務に従事する企業は、総収入の 1% を国庫に支払う義務を持ち、この資金は国内の公衆通信の発展のために優先的に費される。

第3題 土地権利および強制買収について

第1章 土地建物の権利について

第66条 土地建物の一時使用，新しい通行権の設定あるいは既設通行権の変更などは公衆通信のために必要となれば強制的義務となる。

第67条 土地建物の一時使用，新しい通行権の設定あるいは既設通行権の変更などは相互の協議がない場合当法律の規定に従って運輸通信省が設定する。

第68条 この法律の規定に従って，土地建物の権利の恩恵を受けた企業あるいは法人は，該当する土地建物が損害を蒙らないために必要な保存建築工事を行い，権利によって土地建物がいたまないようにしなければならない。

第69条 土地建物の権利あるいは通行権の利益を取得した者は，該当の使用・通行権の発生の理由となった通信設備の監視および保守のためにこの権利を履行できるが，土地建物の損害を防止するための手段をこらざる義務があり，またこの使用通行権によって生ずる民法および刑法の責任を負わねばならない。

第70条 土地建物の権利および通行権の履行を阻止，妨害あるいは限定することはできない。

第71条 当法律の規定によって設定された土地建物の権利および通行権は，次に述べられる場合に無効となって消滅する。

- a) 申請者が定められた期間中に該当する設備あるいは工事を行わなかった場合。
- b) 土地あるいは建物の所有者が，当該物件が一年以上の期間にわたって使用されていない事を証明した場合。
- c) 許可なくして申請された目的に相違する目的で該当の土地建物を使用した場合。
- d) 許可された目的が終了した場合。
- e) 期限付きの権利である場合，有効期間が切れた場合。

第72条 当法律によって規定される土地建物の権利および通行権は，行政上の手続きによって審査，設定される保証金金額の争いは，権利および通行権の設定を阻止することはできない。

第73条 新しい土地建物の権利，通行権の設定あるいは現在の権利の変更は，一時または永久に拘らず，または一時を永久に変更する場合も含め，該当土地建物の権利あるいは通行権が公共のため必要であることを言明し，前もって専門家の調査の結果の査定による土地建物の所有者に支払うべき金額を明記した省令によって設定される。

この省令に対する異議申し立ては，通常の行政上の手続きで行うことができる。

第74条 新しい土地建物の権利・通行権の設定あるいは既存の権利の変更のための行政決裁が履行された場合，この権利を受けた企業は，該当する設備工事を行う前に省令によって定められた補償金を支払わなければならない。この補償金の支払いが完了した時

点において運輸通信省は該当の土地建物の使用・通行権を申請企業に引き渡す。土地建物の所有者の反対があった場合、公安兵力の援助で実力行使を行う。

第 2 章 資産の強制接收について

第 7 5 条 公衆通信業の通信設備の工事に必要な用地は、公衆通信業務に従事する企業のために強制接收されることが可能である。この強制接收は法律第 1 7 8 0 3 号の規定に従って行われ、接收資産は申請した公衆通信企業者の所有となる。

第 7 6 条 公衆通信業務あるいは放送業務に従事する各企業の株券は、最低総発行数の 2 5 % までは国家のために強制接收することが可能である。

第 7 7 条 前条の強制接收は運輸通信大臣の裏書があり、閣議の賛成標のある大統領令によって設定され、最低次の事項が掲載されていなければならない。

a) 強制接收が行われる株券を発行した企業の名称あるいは法人名。

b) 強制接收の対象となる株券の部数ならびに総発行部数の比率および当法律の第 1 4 5 条の規定に従う場合 1 0 0 % まで増加できる権利を示すこと。

第 7 8 条 株券の強制接收が履行された場合、各企業の各株主の持株が、国家の規定した接收の比率で少くなるように調整しなければならない。強制接收の対象となる株券の比率を適用するために一株を分割することが必要となる場合、接收株の比率は、この株を分割しなくてもよい値まで増加して変更される。

第 7 9 条 株券接收の大統領令の発効後、4 8 時間以内に運輸通信省は、接收が決定された株券の額面金額を国立銀行 (BANCO DE LA NACION) に入金する。

第 8 0 条 国立銀行 (BANCO DE LA NACION) に接收株券の額面金額が入金されてから、4 8 時間以内に該当株券の発行企業は株券の移動登録書に接收の大統領令の条項を書き入れ当法律第 7 8 条の規定に従って各株主の持株の減少の数および比率 (パーセンテージ) を書き入れ、その登録の写しを一部運輸通信省に送らなければならない。この法律によって規定された期日より、国家は商業企業法による株主の権利をすべて取得したことになる。なおこの株券の譲渡に関する税金はすべて免除される。

第 8 1 条 運輸通信省は、専門家による会計および技術監査をもとにして接收株の実際の価額の査定を行う。この査定結果が運輸通信省の通信総局により承認されるとこの査定結果は該当企業に通知され、企業は同時に接收株の前株主に伝達しなければならない。運輸通信省は一回に限り、この査定の重要な事項および査定値の結果を EL PERUANO 官報に告知させるように処置をとらねばならない。この官報の告知により 7 日間に交通に要する日数を加算された期日までに請求権をもつ者は運輸通信省に出頭して、この結果を承認するか、あるいは異議申し立てを行わなければならない。この査定結

果に従うものは公証人によって署名証明を行った願書でこの意旨を公表しなければならない。もし異議申し立てを表明した場合には90日間の期間内に自己査定を行い、その結果を運輸通信省に提出しなければならない。同運輸通信省は同じ期間中に決裁しなければならない。運輸通信省の決裁に不服であった場合には通常の行政上の異議申し立ての手続きをとることができる。

行政上の調停がつかなかった場合は、接收価額の査定に関する異議申し立てに限り、通常の司法上の手続きをとることができる。

第82条 運輸通信省は接收価額の査定の結果に従う者あるいは異議申し立てにより権利を証明した者にその金額が国立銀行(BANCO DE LA NACION)より支払われるよう確認の上、手続きを行わなければならない。この支払い金額はそれぞれの司法決裁で定められた金額あるいは行政決裁によって定められたものでなければならない。

第83条 当法律の第77条の規定による接收の大統領令の発効した期日より、第79条および第80条の規定によって定められる手続の行われている期間中に運輸通信省はすべての経営権および代表権を持った人員の派遣を含めた防衛手段をとることができる。

第4題 技術研究および研修について

第84条 運輸通信省の管轄内で電気通信技術研究および通信業務に従事する技術者および専門家の訓練および研修を目的とする公共事業法人として発足する。この事業法人運営は特別法人によって規定される。

第85条 公衆通信および商業放送業務に従事する企業は、年間純益の2%をすべての税金を支払った後で、電気通信の技術研究および通信業務に従事する技術者の訓練および研修に使われるために前条の規定によって発足する事業法人に提出しなければならない。

第5題 電気通信に従事する人員について

第86条 電気通信の専門任務に従事するためには、専門学位あるいは任務に相当する従事者免許を取得、保持しなければならない。当法律の施行規則は当条の施行および各任務に要求される条件および責任範囲が規定される。

第87条 運輸通信省内で電気通信業務従事者の登録が作製され、前条の規定によって定められるすべての通信業務に従事する技術者および専門家はこれに登録されねばならない。なおこの登録は専門職務に従事するための不可欠の条件となる。運輸通信省は登録された人員の営業許可を与えなければならない。

現役の陸・海・空軍および警察力の通信従事者は各軍および部門の規則による規定に従う。

第88条 電気通信業務認可および免許の代表者は、本題で規定される通信従事者の雇用に際し、労働法の規定による手続きとは独立に運輸通信省に通知しなければならない。

第89条 電気通信業務に関連する任務にたずさわる技術者、アナウンサー、解説者、司会者、モデル、評論家、記者その他の職種専門家はすべてペルー人でなければならない。

第90条 運輸通信省は前条で規定される職種に従事する外国人に、その本国における同等の扱い、国内における必要性および労働法の規定等を考慮した上で一時的営業許可を与えることができる。

第91条 国内で作製される放送番組では少なくとも90%以上がペルー人によって作らなければならない。外国人の契約に関してはすべてその本国における同等の取扱い等を考慮に入れた上で現行の規定に従わなければならない。

第6題 電気通信協同組合について

第1章 第92条～第97条

目的、性質および組合員について

第2章 第98条～第106条

従業員の経営参加について

第3章 第107条～第117条

電気通信協同組合の組織および経営

第4章 第118条～第130条

電気通信協同組合の資産について

第5章 第131条～第132条

電気通信協同組合の解散について

第7題 違反および罰則について

第133条 当法律の規定に対する違反は、次の項目の違反によって分類される。

- a 通信業務認可、通信機器設備許可および通信設備運用免許。
- b 電気通信業務の利用。
- c 電気通信業務従事者。
- d 技術規定。
- e 法的規定および契約事項について。

第134条 運輸通信省は、次の行政刑罰を適用する権利を持つ。

- a 通信従事者の規定に反した場合の罰金刑。
- b 通信業務の利用、運営に関する規定に対する違反の場合、戒告、罰金刑あるいは

業務認可および免許の一時無効又は永久取消し。

- c 通信設備運用免許なしで通信設備を運用した場合機器の没収あるいは閉局。
本来の a , b 項の規定に含まれる罰金刑は次の規定に従わなければならない。
公衆通信または放送業務に従事する企業の場合の罰金の最高額は、年間総収入の 5 % まで。
前項の規定に含まれない電気通信業務の場合の罰金金額は千ソール以上、5 万ソール以下でなければならない。
この罰金金額は運輸通信大臣の署名する大統領決裁によって、行政権より調整されることができる。

第 135 条 罰金刑および没収機器の売却による収益は、国庫の財源であり、その使用は通信業務発展のために使われねばならない。これらの罰金の徴収は、法律第 17355 の規定によって行わなければならない。

第 136 条 当法律で規定される行政罰則は、違反行為に関連する通常あるいは特別規定による罰則とは独立に適用される。

第 137 条 通信機器の没収に際し、運輸通信省は、司法区内に定められた第一次判事に通達し、没収行為はその通達公文書あるいは没収を定める決裁書の告知のみによって同判事が行い、必要となれば公安兵力の援助を受けて立ち入ることも許される。

第 3 部 補 則 規 定

第 138 条 ベルー電気通信公社 (ENTEL-PERU) は法令第 17881 号の規定による業務の他、放送業務を運営し、国家が介入する民間企業において国家を代表する。同時に ENTEL は、第 3 者の委託により学術研究のための運営調査 (OPERATIONAL RESEARCH) および電子計算機のデータプロセス事務を行うことも許される。
ENTEL に任務遂行のため当法律の第 17 条、第 38 条および第 44 条の規定の適用は免除される。

第 139 条 当法律で規定される放送業務企業への国家の資本参加のため ENTEL は次の資金を別個にあるいは同時に使用することができる。

- a) 国家が資本参加を行っている企業における国家持株の配当金。
b) 国家が国庫を通じて直接投資する金額。

第 140 条 公衆通信および放送業務に従事する企業の資本金の増加あるいは資産の拡大は、事前に運輸通信省の許可を得なければならない。

第 141 条 資本金を一般加入者の出資金で構成している公衆通信業務の企業は、ファックスあるいは類似の機械的又は電氣的な方法で株券に相当する証明書を発行することを許可される。

第 142 条 国家の資本参加のある放送企業については、商業企業法（SOCIEDAD MERCANTIL 法）の第 156 条の第 4 項に定められた規定は契約に相反する規定がない限り適用されない。これらの企業について同法令の第 188 条より 207 条、第 258 条、第 259 条の最後の項および第 260 条も適用されない。

国家の資本参加を受けた公衆通信あるいは放送業務に従事する企業の役員会での定員は、商業企業法の第 134 条の第一項の規定に関する決議については国家を代表する役員の出席が必要であり、この票がないと決議は行われない。

国家の資本参加を受ける公衆通信および放送業務に従事する企業で国家の出資額を代表する役員は、あらゆる議決に対し否決の権利を持ち、その場合の他の欠席役員の票はすべて国家のものとなされる。

第 143 条 通信業務に従事するすべての従業員の身分および現行の法律および契約上で取得した権利は職業の安定および職務条件に関する事項を特別に考慮され保証される。

第 144 条 公衆通信および放送業務の非合法停止を示唆し、命令し又は行った者はサボタージュの罪に問われ軍事裁判法（Codigo de Justicia Militar）の第 332 条第 6 項の規定に従い軍事司法によって裁かれ、一ケ年以上、10 年以下の体刑となる。

前項で示される場合の仮釈放の手続きはできない。公衆通信業務の非合法運用停止の場合、国家は業務の継続を保証するため介入する。

第 145 条 当法律の第 81 条で承認される査定の結果、特定の放送業務に従事する企業の資産が負債より少く、商業企業法の規定により倒産の状態にある場合、国家の投資額はこの企業が運営するのに必要な金額より社会福祉のための積立金を差引いた額となり、この場合の国家の資本参加は資本金の 100% となる。この結果として得られた投資金額は、国立銀行にその企業担当の第一次判事の名義で入金され、同判事は企業の債権者に通知して権利を主張させ、査定額資産に限定された支払いを受ける様にする。

当項に規定される条項は、当法律の第 81 条に規定される株主の権利とは独立に適用される。

第 146 条 当法律の第 134 条第 C 項で規定される通信設備閉鎖が公衆通信業務に対して適用された場合、運輸通信省はこの公衆通信業務の継続を保証する手段をとらなければならない。

第 4 部 暫 定 規 定

- 第 1. 国家を共同経営者として放送業務に従事する企業は、可能な限り当法律の第 17 条に定められる規定に従わなければならない。遅くとも国家と共同企業となった時点より 2 年の期日内で従わなければならない。
- 第 2. 放送業務に従事する企業は、当法律の第 19 条で規定されるコマーシャルの比率は、当法律の施行規則が発効期日より二ケ年以内に従う様にしなければならない。
- 第 3. 現在放送業務に従事している企業は当法律の施行規則の発効後 3 年以内に、放送番組の配布に関する当法律の第 22 条の規定に従わなければならない。
- 第 4. 現在商業放送業務運用免許を持つ企業および市内公衆電話業務を行っている民間企業で株式会社あるいは株式による同系会社組織を持たない個人企業は、当法律の発効後 90 日間以内に株式組織に変更しなければならない。この暫定規定項目の適用に際し、放送業務および公衆通信に従事する個人企業に対しては、商業企業法の第 76 条第 2 項の規定は適用されない。
- 当項目で規定される適応および登録に関するすべての税金の支払いは免除される。
- 第 5. 前条までの暫定規定に含まれていない項目については、公衆通信業務に従事する企業は当法律の施行規則の発効後 120 日以内に適応して当法律の規定に従わなければならない。
- 第 6. 通信業務における専門の職務に従事する人員は、当法律の第 87 条で規定される通信従事者の登録に関する規則が発効されてから 180 日以内に登録しなければならない。この規則には、専門の学位あるいは同等の証明書を持たない人員の登録に必要な条件等が規定される。
- 第 7. 放送業務に従事する企業において、国家の資本参加があつて国家共同企業となる 6 ヶ月以内に定められたどの様な債務も企業の運営に必要であることが証明できる場合を除いてすべて無効である。
- 第 8. 1971 年度における当法律第 98 条の規定による純益の算出は経理決算が提出された時点で 2/12 のみに適用される。
- 同時に法律第 11672 号および補足規則の規定による従業員が、当法律第 101 条の規定によって受ける利益の配当に関する計算は、1 月 1 日より 10 月 31 日までの期間中、年間の 1/12 を単位として行われる。
- この暫定規定による従業員への利益配当の方法は、施行規則によって定められる規定に従うであろう。
- 第 9. 当法律が発効された時点で、公衆通信業務に従事している個人あるいは法人企業は、施行規則発効後 180 日以内に第 38 条の規定に従って公衆通信業務認可を申請しなけ

ればならない。

第10. 当法律の第12条の規定により、公衆通信業務運営権のなくなった民間企業によって運営されている現公衆通信業務は、個別に大統領決裁により国有化を推進させるため接衝が可能となるに必要な期間に限定した一時的な公衆通信運営認可が与えられる。

第11. 当法律の第55条による規定は1973年1月1日より発効する。

第12. 1971～1972年度の合計年度内では、当法律の第65条および第155条に規定される収益は運輸通信省の財源として引き継がれる。1973年1月1日より開始する会計年度からは、前項の収益は国庫の財源を増加することになる。

第13. 当法律の発効以前に契約あるいは入札によって確約された公衆通信業務の設備あるいは拡張工事のための輸入機器は、その時点における公衆通信企業体を受ける特別関税扱いとし同様な扱いを受ける。

第 5 部 最 終 規 定

第 1. 当法律に相反する法律および規定は、当法律の施行規則が発効されるまで有効に保たれる。電気通信規則法第15097号の施行規則および法令第15976号の施行規則を除きすべて無効となる。

リマ市大統領官邸において1971年11月9日、これを発効する。

8. INICTEL条令（仮訳）

第 1 篇

一 般 法 規

第 1 章 名 称 ， 所 在 ， 期 間

第 1 条 INICTEL は、電気通信法第 19020 号第 84 条に創案された運輸通信部門より分権され、又 INICTEL 組織法第 1998 号に規定された国家組織体であり、法人を以て本法規に基いて経済管理の自治に当たる。

第 2 条 INICTEL は、リマに本部を置き全国レベルで業務を行い、目的達成のため必要とあれば理事会の決議を経て国内に支部を置く事が出来る。

第 2 章 目 的 と 機 能

第 3 条 INICTEL の基本目的は次の通り

- a) 電気通信に関する科学研究と技術の専門化の展開をはかる。
- b) 総てのレベルの技術者の専門化とその養成をする。特殊専門研修の教育方法で現職にあると否とに拘らず電気通信サービスを実施又は指導の任務を行う者の養成。
- c) 電気通信に関する業務を行う個人、又は法人の依頼により、サービスの提供、助言、技術研究、立案等を行う。

第 4 条 INICTEL は、その目的達成のため次の事を行う。

- a) 国内研究で自ら開発したもの、又は外国よりの技術援助を基礎として電気通信工学の実現化したものを維持する。
- b) 自らの方法、又は国家組織体並に電気通信部門企業体の協力でプログラムを作り、並に国内に支部を設け、且つ電気通信工学と技術の教授に関して彼等と協力する。
- c) INICTEL で研修養成を望む各企業の研究生の徵募に協力し、その規定を設ける。
- d) INICTEL の技芸、学院業務に関する情報を出版物や他の材料で広報する。
- e) INICTEL の目的に基いて行う業務に関し、公法、私法、国際、外国、国内の諸団体機関と関連をつけること。
- f) 研究業務の実現又は電気通信プロジェクト並に研究を行うため外国の又は国内の公法、私法、企業体と契約を結ぶこと。
- g) INICTEL が必要とする国内並に国外の技術、経済協力を推進、又は促進する。但し現行法の示す規定に準ずること。
- h) 本条に見えない他の行為をしてもよいが、その場合、その目的に直接又は間接に使命づけられていなければならない。

第 2 篇 資 金 と 税 制

第 1 章 資 金

第 5 条 INICTELの資金は

- a) 法令第19020号第85条の規定に従い提供された基金
- b) 国家予算を通じて政府より与えられたもの
- c) 国内、国際、国外、私法、公法、個人、法人より寄贈、遺贈並に各種債券の譲渡等からなる資金
- d) INICTEL自身の業務より得た収入

第 2 章 税 制

第 6 条 INICTELは、その目的を果すために必要とする材料、器機等の輸入に対し一切の税金を無期限に免除される。

第 3 篇 INICTELの組織構成

第 1 章 組 織 と 管 理

第 7 条 INICTELの管理組織は次の通り

- a) 理 事 会
- b) 所 長

第 8 条 INICTELの諮問機関は次の通り

- a) 監 査 部
- b) 電気通信技術協力ミッション
- c) 企 画 部
- d) 法律顧問部

第 9 条 INICTELの補佐機関は次の通り

- a) 秘 書 課
- b) 管 理 課

第 10 条 INICTELの組織ラインは次の通り

- a) 訓 練 部

- b) 研究部
- c) 調査・企画部

第11条 INICTEL組織自体に含まれている階級、段階が本院の組織表で明らかのように本規定の一部を形成している。

INICTELに属する下部組織は上記の表に示されていないが、それは理事会によって決定される。

第2章 総務機関

第12条 INICTELの管理、総務組織は本規定に示す通り所属の局長及び理事会の責任で担当される。

第13条 理事会はINICTELの最高機関でMTCの規定する政策実施を委ねられるが他の該当する部門と協力を保つこと。

第14条 理事会のメンバーは次の通り

- a) 会長 1名
- b) 運輸通信省の代表 2名
- c) 文部省の代表 1名
- d) 商工省の代表 1名
- e) 国家調査委員会代表 1名

第15条 理事会には他にINICTELの局長が含まれる。

第16条 INICTELの秘書は理事会の秘書として行動すること。

第17条 理事会のメンバーは協議会出席に対し報酬を受ける。但し当該法律の定める会合出席限度と累積月数に依る。

第18条 会長はMTC推選で大統領令に依て任命される。理事はMTCの、それぞれの部門の推選で省令に依て任命される。

第19条 理事の任期は2ケ年で、再選できる。任期終了後も交替者が決定される迄任務を継続すること。

第20条 理事会は通常協議会でMTC代表者中から副会長を選挙すべし。副会長の任期は理事の任期終了と同時に終る。

第21条 副会長は次の場合会長を代行する。

- a) 会長欠員
- b) 専任のライセンスを与えられた時

第22条 次の場合は会長又は理事の任務は空席となる。

- a) 専任者の死亡。

- b) 専任者の辞任（承認を受けた後）
- c) 専任者の解職（移動）
- d) 永久的に精神又は肉体の障害により機能が果せないとき
- e) 第 2 3 条に示す障害が原因で突発事故が起きたとき。

第 2 3 条 次の者は理事メンバーにはなれない。

- a) 外国人
- b) 破産者又は法的禁止令を受けている者
- c) 親族（第 4 級血縁まで並びに第 2 近親者）

第 2 4 条 理事会メンバーは、許可又は同意した行為には絶対責任を持つこと。（例えば、決議が多数決で採用されたとしても）

第 2 5 条 理事会開催定数は最少 4 人とする。

第 2 6 条 理事会通常協議会は少くとも月 2 回、特別協議会は会長任意召集による。

第 2 7 条 決議は出席者の多数決により採決される。但し局長の任命、解職、予算の承認はこの限りにあらず。決議は秘書が記入する議事録に明記される。

第 2 8 条 国家擁護に関する問題に付き特に取扱い事柄に付いては、理事会はそれを解決する当り三軍統合司令の見解を求めること。

第 2 9 条 理事会のメンバーは投票の義務がある。

第 3 0 条 理事会のメンバーには次の責任がある。

- a) M T C が設定した政策に従い INICTEL を統率しプログラムや計画を裁可する。
- b) 大統領令の是認又は法規の改正に対しては M T C に従う。
- c) 局長候補を推選又はその解職を M T C に提案する。
- d) 業務結果の評価並びに執務をコントロールし予算処理結果について意見を述べる。
- e) INICTEL が他の団体と結ぶ契約を是認する。
- f) INICTEL の予算承認に対しては M T C に委ねる。
- g) 年度決算と業務報告は M T C に委ねる。
- h) 院内規約の是認
- i) 現行法制に基づき、正当であれば何如なる業務行為も実行できる。

第 3 1 条 次の事項は会長の職権である。

- a) INICTEL を代表する。
- b) 理事会を統率する。
- c) 選挙が同点の場合取消しが出来る。
- d) 次の場合特別協議会の召集が出来る。
 - (1) 必要と判断したとき

- (2) 少くとも 2 人の理事が召集を要求したとき
- e) 理事会の協定に当る決議にサインする。
- f) その他特別の性質を持つ理事会の協議

第 3 2 条 所長は運営最高公務員であって INICTEL の法的代表を務め、法令第 1 9 9 8 4 号第 1 4 条の委託者である。同様に理事会の統治者であり INICTEL の管理を監督指導する。

第 3 3 条 次の事項は所長の責任である。

- a) 理事会の決議を行う。
- b) 理事会の会議に参加する。
- c) 人員の養成を看視する。
- d) INICTEL の予算を承認させるため理事会に提案する。
- e) 予算行使結果の定期決算を理事会の考慮に委ねる。
- f) 契約の取り定めを理事会に提案する。
- g) INICTEL の活動を有利にするため管理進行を指揮する。
- h) 次の業務計画を承認させるため理事会に提議する。

教 育

調 査

研究とプロジェクト

- i) 理事会の了解を得てその能力に依り管理決議を公布する。
- j) INICTEL の機能と処理、組織の手引書を裁可する。
- k) 理事会が委任するその他の職務を行う。

第 3 4 条 理事会のより良い機能を果たすため次長を置き次の職務を行う。

- a) 所長、理事の命令に従い INICTEL 業務の総ての連絡をとる。
- b) 所長不在の場合職務を代行する。
- c) 所長又は理事より委任されたその他の業務

第 3 章 顧問の組織

第 3 5 条 INICTEL の監査部はコントロール業務を果たし、部門のコントロールシステムを補佐する。

第 3 6 条 企画部は長期、中期の業務開発に対し INICTEL のプログラム並にプランの作製を引受ける。

第 3 7 条 法律顧問部は INICTEL に関する司法並に管理上の法制分野に関する問題の諮問機関である。

第 38 条 INICTEL の理事会が便宜と見なす時は予算を出ない範囲で他の顧問部を一時的に設ける事が出来る。

第 4 章 助 成 機 関

第 39 条 INICTEL の秘書課は外部との連絡及び学務助成事務を果すこと。

第 40 条 管理課は人的資源の管理及び本院が処理する材料や経済の管理を受持つ。

第 5 章 ライン組織について

A 訓練部

第 41 条 訓練部は院の教育業務の導入任務がある。

第 42 条 訓練部の基本的機能は次の通り

- a) INICTEL の教育業務を指導する。
- b) 教育業務のプランの作製
- c) その他 INICTEL の手順, 機能, 組織の手引書並に内部規定を指定する。

B 研究部

第 43 条 研究部は技術と科学的研究, プログラムの展開と促進を受持つ。

第 44 条 研究部の基本的機能は次の通り

- a) INICTEL の技術と科学的研究業務を監督, 連絡, 統率する。
- b) 電気通信分野で科学的及び技術研究の活動計画を建てる。
- c) INICTEL の機能と処理, 組織, 手順と内規の立案。

C 調査・企画部

第 45 条 調査・企画部は研究プログラムの展開と電気通信工学の技術計画を受持つ。

第 46 条 調査・企画部の基本的機能は次の通り

- a) 電気通信研究とプロジェクトを監督, 連絡及び統率する。
- b) 電気通信工学の研究やプロジェクトの業務プランを作製する。
- c) INICTEL の機能と処理, 組織手順と内規の作製。

第 4 篇 補 足 令

第 47 条 INICTEL の職員は法令第 11377 号に規定された制度と法令第 19847 号に関するシステムに従う。

大統領令の要求する人員の雇用契約又は任命に対しての比例は、其令の合意を得て MTC に表明される。

第 48 条 INICTEL の研修コースに学生として参加するものは給費生の資格であること。

第 49 条 INICTEL は電気通信専攻分野の学業を終えたペルー人プロフェシオナルに外国の学院に給費制度を提供できる。同様に技術相互協定契約を通じて外国人技術者とプロフェシオナルに給費を提供する。

第 50 条 INICTEL で研修コースを受ける MTC の職員は所属の法規に準じて行う。

他の官立部門の職員は INICTEL の研修コースに参加するには当該担当上司の許可が必要である。

INICTEL で研修コースを受ける個人企業の職員は所属長の許可が必要である。

第 51 条 INICTEL 担当の研修プログラムは文部省所属の機関と協力して作製させる。

第 52 条 INICTEL の研修評価は実施プログラムの特質に該当させる。上記研修証明書は文部省所属機関の協力を得て授与する。

第 53 条 INICTEL の研修プログラムは次のように実施する。

- a) 電気通信機械設備の操作員と工員を訓練する。
- b) 高等教育第一及び第二段階のプロフェシオナルを養成する。

9. 1977～1980年における
ペルー政府行動計画
(日秘商工会議所仮訳)

DECRETO SUPREMO No. 020-77-PM (1977年10月1日付)により承認される。

A. 目的

共産主義に落入ることなく、あるいは逆に革命以前の資本主義に戻ることを防ぎつつ革命の過程を固めると共に構造改革の完成と調整を行い逆行を不可能にしつつ究極の目的である全員参加の社会民主主義に到達せんとするもの。

B. 全般的目標

Aの目的のために中期間の間に漸進的乍ら可及的速やかなペースで社会経済発展の分野で以下の全般的目標の達成を計らねばならない。

1. 国家構造をよりダイナミックかつ能率の良いものへと改革しつつ、漸次地方分散化と国民参加の増大を計る。
2. 全ての国民活動におけるモラル向上の政策を強調し法律の権威と遵守の原則を維持。
3. 民族主義的、独立自存の外交政策を維持し国家の主権と尊厳の保護によりこれを裏付ける。
4. 国民の基礎的需要の満足と高度な付加価値を有する財の生産を優先しつつ国家の生産構造の改善と増産を計る。
5. 経済の各部門の改善と発展を計る。
6. 社会と経済、都市と農村の不均衡の漸次解消。
7. 社会の基礎としての家族、民族文化の価値、地方の特色等の認識の上に立って国民の結集を計る。
8. 生産過程での適切な労働力の使用と雇用増大に寄与する活動の発展により雇用水準の引上げを計る。
9. 労働者に対し最低限必要な報酬を保証。
10. 経験に基く調整を行いつつ構造改革を憲法により法制内に組入れること。

C. 個別目標と政策の方向

(全般)

1. 政治構造： 民政移管・行政機構の集中排除・地方分散が主要目標。行政機構分散法を公布、一方地方政府に関する法律の整備を行う。1978年第2半期に憲法制定委員会を選出、総選挙は1980年に実施。
2. 地方の開発： 国家経済との関連強化、自給度の向上、特定地区の産業インフラ建設、

リマ・カリヤオ以外での中～大工業設立及び行政機構の中央からの移管を行う。

又、国民の地方政治への参加，地方の技術・労働力の優先利用，都市との商業上，技術上，金融上の格差解消，人口の結集，国境地区の発展，孤立地区の統合，リマ・カリヤオ以外の地方都市に於ける賃金政策の確立を目指す。

3. 行政改革： 行政規則を公布，既存機構の効率化，地方分散，単純化を行い国民へのサービス向上，情報供給関係の機構を造ると共に地方行政を改善する。公共部門労働者の統一賃金政策を樹立する一方，彼等の権利・義務・信賞必罰規則を明確にし，教育・訓練を強化。
4. 計画設定： 公共部門については計画の設定を必須とし社会的，経済的側面を両立せしめつつ，開発計画に伴う金融政策を策定，長期開発計画の他に短・中期計画の策定を評価メカニズムを確立する。非公共部門についても生産活動の計画性を指導し国家との間で生産供給プログラムを作成。地方開発計画に対する国民の参加と理解を促進する。これらに関連する法制の整備，統計システムの改善等。
5. 国家管理システム： 国家資産の適切な運用を管理すべく，現システムを改善し，集中を排し他の機関との協調を計る。国家が多国籍企業へ供与している資産の管理向上も含む。
6. 報道関係： 表現の自由の原則を守りつつ，革命プロセスの正確な報道を行わしめる。新聞憲章の改善。映画，ラジオ，テレビの向上，全国及び国際レベルのサービスエリア確立，全国紙の漸次移管，政府新聞の地方普及，又技術水準の向上も計る。
7. 司法制度と社会復帰： 司法制度の改善と独立を計るため社会構造の変化に応じた見直しを行う。又要員の経歴規制訓練を行う他，社会復帰・要員訓練所の設置，犯罪防止，刑終了者の受入れについての一般社会の参加を促進。
8. 外交政策： 民族主義的，独立自存政策と共にアメリカ大陸，特にラ米僚国との関係を重視，第三世界，非同盟グループに於ける位置を維持。国境接触国との協調，ALALC，特に ANCOM 及び SELA レベルの統合に於ける経済活動を活発化，原材料輸出国グループへの積極参加，対先進国交渉への参加，領海 200 マイル政策の確認，天然資源に対する国家主権の再確認，ペルー革命の国際的 PR，国連での積極活動，新経済秩序の確立，外国依存，外国支配からの脱却，多国籍企業規制の確立と反国益効果の排除，軍備制限交渉での努力傾注など。
9. 統合政策： ラ米統合の目的に沿い工業・関税・商業法規を改め，非伝統的輸出を推進，ANCOM 工業プログラムを進めると共に割当られた分野の生産を促進，24号決議の CONITE を通ずる実施，僚国にあるペルー代表部の活動強化，SELA の活動との協調などを行う。

(経 済)

10. 企業の改革： 経済の複数構造を堅持，四部門の発展を計ると共に社会部門の定義を明らかにし，生産の向上と雇用の増大を計る。公共部門については国家の企業活動に対する規制法を公布，国家の新任務を規定，労働者の参加方法も確立する。改革された民間部門では現行法規を見直し，共同体法を投資の促進，企業主による企業経営の保証，労働者に対する適切な利益配分を目的とし改善する他，未だ共同体のない企業にもその特色にあわせ普及せしめる。社会部門とは生産手段が労働者の所有化にある企業を指す（社会共有企業，農協，サービス共同組合，社会利益農業組合，農民共同体）。社会共有企業法の改善とその促進を計るために，優先投資プログラムを設定，資本の集中投下ではなく労働力の大量使用を適切とする様な業種が開発される様に努める他労働者のイニシアチブを優先，協同組合一般法を改善，農民共同企業法を公布する。小企業部門は補完的性格の範囲で発展せしめる。
11. 科学技術： 科学技術国家システムの創設により発展を計り外国からの輸入を合理化，国産技術の改良・レベルアップを行う一方国益に沿う外国技術の輸入も推進し情報収集，大学等の研究機関の統合，人員の養成に努める。
12. 工業： 生活必需品と高付加価値品を中心とする工業製品の増産と生産構造の改革を行う。長期工業開発プランの策定，投資の促進，工業一般法の見直しを含めた法律の整備，民間工業活動の国家プランへの組入れ，地方の手工業奨励，肥料工業に貢献する金属機械工業の発展，農事工業の推進，各種インセンティブ制の見直し，品質管理，メカニズムの整備，外国パテントの合理的利用，ANCOM工業化プログラムに於ける戦略の策定，非合法工業の規制，工業原材料・資本財の国産原料・技術による計画的生産，製造工業の必要とする外国資材の選別輸入とコントロール，工業労働者のレベルアップなどに努める。
13. 商業： 基礎的財とサービスの適切な供給，国際収支改善の為の貿易，黒字の増加を計る。商業一般法の公布，重要産品輸出に於ける国家の介入強化，インフラの整備，基礎的産品に限定した価格コントロール制の再編制，伝統的輸出市場の多様化，非伝統的輸出の促進，輸出手続きの合理化とインセンティブの賦与，輸出入価格の恒常的コントロール，政府間・民間の貿易協定による貿易条件の改善，輸入計画の立案，関税制度の改善，ANCOM傑出との不足品輸入における協調，密輸・不当利益・外貨の流出を防ぐ法規制の強化，行商人の税制への組込み，商業労働者の参加メカニズム創設，専門的訓練計画，情報システムの確立，見本市統合法の制定。
14. 財政： 税制を整備しP B 1の成長と増収が連動し，免税制度がより選別的に行われると共に脱税防止の為のコントロール強化，公的支出の優先度を明確にする他増

産，再投資，国庫収入増加へ寄与せしめる様に助成金政策を立案，国家・公的部門の借入限界を踏まえた公的債務受入れプログラムの策定，財政予算組織法の公布，収税機関の統合による行政の統一化を計る。

15. 金融・信用制度： 各生産部門，地方のバランスのとれた発展および貯蓄の増強をめざし，開発計画で定められた優先順位に基く資金の配分を行い，金利政策は需給関係を反映しかつ貯蓄を推進するべく弾力的に運営，仲介的金融機関（信用金庫をも含め）の金融システム組入れ，開発金融機関の強化，全ての公的金融機関の組織法の新設を行う。
16. 国際収支： 黒字の達成と共に金融・生産の外国依存を脱却，輸出産業の発展及び輸出品の多様化と付加価値の増加を計り，交易条件改善のため国際市場に於ける交渉力の向上に努める。外国製工業原材料への依存度を低め，経済活動に於ける輸入サービスの利用を少なくする他，国家の対外借入能力を考慮してて外国借款導入プログラムの改善を続行。
17. 農業改革： 農業改革の完遂，協同組合会社の如き新企業形態の確立，農業改革推進に適合した公共部門の改革と部門間の協調，零細土地所有問題の解決，農民共同体法の公布と共に，かんがい計画の推進，排水工事，近代技術の利用，密林とその近辺の開拓等による農地の拡大に努め，農産物流通システムの改良，特に食糧関係，調和のとれた価格政策，労働制度の樹立，税制の調整，農民の教育訓練，農業金融一般法の公布，原材料・資材・機械類供給メカニズムの確立，労働力の集中利用政策の適用，密林及び近辺地方に於ける農牧開発のための共同体法，森林・野性動物法の公布，土地裁判所制度の整備を行う。
18. 水利制度： （省 略）
19. 土地及び森林資源，野生動物： （省 略）
20. 漁 業： 魚粉・魚油産業の発展，食用魚獲に必要なインフラの建設，大量捕獲の可能な魚の消費促進，アンチョビーの多角利用方法の研究，個人漁師を組織し企業化すること，主として小規模漁師に対する漁業開発基金からの金融支援，科学調査の強化，内陸漁業の促進，技術の向上，水産加工品の品質向上を計る。
21. 鉱 業： 鉱産物資源の最大限の活用の為外国も含めた全生産者の力を結集し，特に国家の参画は大鉱山を中心とする。この為鉱業関係法規を改正し，全国地質総図を完成し長期鉱業開発プランを作成，精製能力の拡大に努める他，保留地区，特別権利地区を合理的に配置，これら又は自由地区での民間企業の開発を奨励し，中小鉱山に対しては操業を保証しつつ発展を援助し，磷酸塩，岩塩，石炭，放射性鉱物などの生産を高め，又鉱生物全般の加工度を高める。企業の採算・生産性との調和の

とれた合理的賃金政策，国立鉱山会社の合理化と統合，大中小 鉱山それぞれ異な
った法制，税制の適用，非金属鉱物の開発，鉱業と冶金産業との統合，科学技術の
発展，労働者の訓練及び鉱業衛生・安全の改善を計る。

22. エネルギー： 各種エネルギー資源の開発と合理的利用，自足体制を目指し，資源そのものの研究，エネルギー需要の分析，開発プランの作成を行う。長期国家エネルギープランを作成，石油エネルギーの代替，核エネルギー開発の基礎を作り，石炭の利用を促進，更新可能資源の開発にインセンティブを与える。
23. 石油： 関連法規を整備し，確認埋蔵量の増大を計り，石油製品の価格を助成金なくして安全せしめ，北部パイプラインと支線の運転を確立し，石油製品の流通機構を地方まで整備，海上輸送能力を向上，石油化学工業発展の研究を推進し労働者のレベルアップを計る。
24. 電力： 国家の独占により生産，流通を行う。電力一般法を公布。水力発電能力の究明と共に水力発電開発プランを作成，又水力発電を代替するエネルギー源を研究し電力開発プランにこれを含める。電力網の拡大，交換システムの増設，ELECTROPERUの集中排除，地方分散を行い，全国料金システムを作製し投資を可能ならしめる他技術者の養成，訓練を行う。
25. 核エネルギー： 関連法規の公布，核センターの創設，放射性鉱物資源の探索，ウラニウム国産の可能性調査，最初の核発電センター設立の研究，核エネルギーの多角的利用を推進。
26. 観光： （省略）
27. 運輸： 運輸一般法の公布，インフラの開発，特に経済的技術的価値に基き又生産能力の高い地域を中心とする。又大量輸送を優先。公共及び民間運送会社を育成，人員の輸送ならびに貿易貨物輸送に最大限の貢献をなさしめる他，辺りな地区及び貿易関係に従事する企業に対しインセンティブを与え，各種輸送方式を合理化し，運送料を定期的に改訂，従業員訓練，技術水準の引上げを計る。
28. 通信： 国家の管理のもと進んだ技術を取り入れ通信制度の発展を計り，国境地区を中心とした地方通信の浸透を計る。国立郵便公社を創設，通信技術研究活動を活発化せしめる他通信料金の定期的改訂を行う。

（社会）

29. 人口問題： 人口問題，家族計画，性問題に係る教育の普及，母子，65才以上の老人，特殊人の社会的地位，健康の改善，その為のインフラ建設，合理的な人口配置，特に過疎地区，国境地区問題の解決，研究体勢の改良，身分証明制度の確立。

30. 婦人問題：（省略）
31. 雇用問題： 就業水準の引上げと労働力の有効利用のために適切な政策の立案と実施規則の設定を行う。また賃金政策との調和を計り、関連研究体制を改善、工場の稼働率を引上げることにより労働力の吸収を計らしめる。公共投資を推進すると共に労働力使用率の変動を少くし大量失業の発生を防ぐべく計画的な実施に努める。又労働力の大量使用を必要とする様な短期の公共投資プロジェクトを立案し経済的インフラの増設改良に向ける他、労働力大量使用プロジェクトに優先融資を行う。
32. 労働問題： 労働者の福祉安全と企業の効率、国の社会経済発展をめざして、労働者・企業主両方の権利義務を尊重しつつ構造変化及びベール革命の基礎理念を踏まえて労働関係法規の再編制を行う。労働安定と労働関係の調和を保つため規則を改善、労働法と社会保険法の調整、労働行政の地方分散、労働争議防止・解決の為のメカニズムと手続きの確立、労使間の恒常的話し合いの推進、国家及び労働者の利益を損ね様スト権の行使を規制、重要産業部門での労働争議防止あるいは特別処理の為の法整備、真の組合運営に対する正しい参加を促進、現存の格差をなくす統一賃金政策を樹立、労働組合と共同体、協同組合、社会共有企業の問題の解明を行う。
33. 教育： 教育水準の引上げ、普及、文盲の克服、教育改革の実施を目的とし教育設備の充実、社会の積極参加、初等教育の推進、教職員の改革に対する積極参加を計る。教職員法の公布、科学技術者の養成、新卒者の社会奉仕、民族文化の普及、スポーツレクリエーションの奨励、企業の従業員教育の促進、教育行政の改革、非公共部門に於ける教育センターの設置などを進める。
34. 大学： 国家の発展に寄与せしめるべく大学の運営を規制し組織化し国家の必要に即した研究活動を促進し、各大学のシステムを合理化し、大学教員の養成、訓練を行う。
35. 社会保険： 対象の拡大、必要資金の獲得と適切な運用、病院制度との調和、集中排除、地方分散、合理化新規制度設立の排除、実施能力の充実と地方優先政策、関係法制の改良を行う。
36. 保健： 保健一般法を公布。他省略
37. 食糧問題： 国内生産の増大、外国依存度の軽減、食品工業の促進、集中排除、流通機構の合理化、適正価格政策の確立、流通に於ける国家の介入強化、栄養面に於ける民衆の指導、消費者保護委員会を通じての価格コントロール、科学技術開発の促進、関連政策の統合、統計の整備を行う。
38. 住宅及び建設： 都市開発プランの実施、エコノミカルタイプの住宅建設促進、民間建設活動の推進、各地方産の原材料及び労働力使用による住宅建設及び設計の奨励、

水道・下水施設の責任体制樹立，建設資材生産販売の合理化と品質コントロール，低所得層に対する住宅金融の提供，掘立小屋の解消，自力による住宅建設の技術的援助，都市の不生産地への発展，農地の保護，PUEBLOS JOUENESの都市組入れ，住宅関連法規の整備，手続の合理化，技術開発，公共部門の建築に関するコントロール，集中排除，質素化，機能化，都市外の集中住宅建設ファイナンス促進，外国借款の導入に努める。

以 上

10. リマ案内
(1978年3月, 在ペルー日本国大使館発行)

I ベルーの概要

1. 面積 128万5,215平方キロで日本の約3.4倍に当る。

2. 人口及び人種

人口は約1,610万人(1975年現在)人種構成は白人13%,土着のインディオ49%,混血37%,その他1%である。日本人,中国人はこの1%に含まれる。

3. 地形

南緯0°048'~18°21',西緯81°21'~68°40'にあり,海岸線に並行し,南北に縦走するアンデス山脈によって,海岸地帯,山岳地帯及び森林地帯の三地帯に分れる。海岸地帯は,北はエクアドル,南はチリまで約2,000キロに及ぶ帯状をなし,幅は広い所で200キロ,狭い所は山脈が海岸に迫って断崖をなしている。この地帯は河川の流域を除きすべて砂漠である。山岳地帯はアンデス山脈を中心とする地帯で,そのうち森林地帯は,雨量に恵まれた大原始林で全土の約50%を占めている。

4. 気候

海岸地帯 南半球にありながら,フンボルト寒流の影響によって温暖,一年は冬期(5~10月)と夏期(11~4月)に別けられるが,年間を通じ最高気温が28℃位,最低が13℃程度である。冬期には一日中曇天であるが,夜間,霧雨が降る程度で降雨量は年間3437ミリにしか達しない。小雨多湿である。

山岳地帯 海拔3,000メートル~5,000メートルに達するが,居住地帯は平均3,000メートルで気温は概ね温帯なみ,乾季と雨季に分れていて降雨も適当な量に上る。

II リマ市の歴史と風土

1. 歴史

リマ市は,1535年1月18日,インカ帝国征服者であるスペイン人フランシスコ・ピサロによって建設以来,首都として5世紀の歴史を有する。ピサロは,この町を当時のスペイン国王カルロス五世に因んで「国王の都」(CIUDAD DE REYES)と名付けたが,近くを流れるリマック河をなまめた「リマ」と云う名称が住民の間に広まったことに由来している由。その後ベルーは1821年アルゼンティン人ホセ・デ・サン・マルティン將軍によって280年間のスペインの植民地から完全に解放された。

2. 風土

リマ市は海拔156米,気温は年間を通じ比較的温暖で夏期の最高30度,冬期の最低11度程度である。雨量は極めて少なく,僅か冬期にガルアと呼ぶ霧雨が主として朝晩に降る程度である。湿度は,一年中を通して著しく高く,冬期(5~10月)には最高99%,年平均86%となっている。

Ⅲ 案 内

1. 言語 国語はスペイン語であり、一流ホテル、レストランを除き、英語は殆んど通じない。

2. 通貨及び両替

当国通貨への交換は、シ・ナシオン銀行（国立銀行）か、又は、ホテルでも出来るが少くとも車代、チップ等は到着時に空港内の外貨交換申告所において交換しておくとも便利である。現在当国の平価は変動相場である。

貨幣の種類は次のとおり。

紙 幣	硬 貨
1,000 ソーレス	10 ソーレス
500 "	5 "
200 "	1 "
100 "	
50 "	
10 "	
5 "	

3. 交 通

(イ) 空港から市心までの交通

空港は、市心から約15軒の地点にあり、タクシーで約20分、料金は約500ソーレス（約600円）、但し夜間料金及び荷物（トランク型）1個に対しても料金がとられる。

(ロ) 市心から大使館までの交通

タクシーで約20分、料金は150～200ソーレス（約180～250円）

(ハ) 市内交通

当国ではタクシーが第一の交通機関であり、タクシーにはメーターがなく市内間のタクシー料金は100～300ソーレスが大体の相場である。なお、乗車に先立って行先を知らせ料金を交渉しておかないと割高な料金を要求される。

4. チップ

(イ) 空港及びホテルでのチップは、発着の際、ボーイには最低20ソーレス、荷物3個以上の場合は、荷物1個につき10ソーレス加算する。

(ロ) ホテルでのルーム・サービスの場合は、1回につき20ソーレス、飲みものは1個につき10ソーレス位。

(ハ) 部屋の掃除人には毎朝20ソーレス程度をベッドの枕の下に置く。

(ニ) 食堂でのチップは勘定にサービス料が加算されているが、更に千のチップ(20～30ソール)を置くのが普通である。

5. 料理店

(1) 日本料理(1978年8月1日現在、6店あり)

(イ) RESTAURANTE MICASA(みかさ) (電) 403780

○ Augusto Tamayo 150. San Isidro

(ロ) 松栄館 (電) 722639

○ AV. Canada 236. La Victoria

(ハ) 喜楽 (電) 616093

○ AV. Gregorio Escobedo 803. Jesús María

(ニ) フジ (電) 408531

○ Raseo de La República 4090. Miraflores

(2) 中国料理

(イ) 龍鳳(CHIFA LUNG FUNG) (電) 226382

○ AV. Limatanbo 3165. San Isidro

(ロ) 国華(CHIFA KUO WHA) (電) 458539

○ Paseo de La República 5046

(3) ペルー料理

(イ) TRECE MONEDAS (電) 276547

○ Jiron Ancash 536. Lima

(ロ) ROSITA RIOS (電) 814105

○ AV. El Altillo Cajatambo 100

La Florida. Rimac

6. その他

(イ) 生水は飲まない方がよい。鉱泉水(AGUA MINERAL)を注文するとよい。

(ロ) 貴重品は必ず身につけるか、鞆に入れて施錠の上、フロントに預けておく方が安全である。

(ハ) 日本向け航空郵便料金は5g=32ソール、10g=44ソール、15g=56ソール、20g=68ソール、書留の場合は更に20ソール加算しなければならない。市中に郵便ポストはないので、郵便局に持参する必要がある。

Ⅳ 観 光

1. プラサ・デ・アルマス(大広場)

HOTEL BOLIVAR, HOTEL CRILLON, HOTEL RIVIERA等都心のホテルからは徒歩で5-10分で行かれる。

1535年1月18日、リマ即ち国王の町建都の日を記念してフランシスコ・ピサロにより造られた市の中心広場で、現在はこの周囲には政庁、市庁、カテドラル、商店等が立並んでいる。1821年7月28日、この広場に面した市庁において、サン・マルティン将軍がペルーの独立宣言を行った。又、スペインの植民地時代には、当時プラサ・デ・アルマスで行われた闘牛を副王が政庁のバルコニーから眺めたとも言われている。特にカテドラル(大寺院)は、1535年、フランシスコ・ピサロにより建設されたリマ最古の寺院である。その土台石は、リマ建都の日建国者ピサロ自身が手を下して置いた南米最大の石ともいわれ現存している。寺院はそれから90年後の1625年に完成された。但し寺院はその後改装され、又、1746年の大地震により倒壊したため、新たに再建されたものである。寺院内地下にはピサロのミイラがガラスに納められ保存され、見るだけの価値がある。

2. プラサ・サン・マルティン(プラサ・デ・アルマスから南へ5ブロック)

1921年に造られたスペイン風にデザインされた池と大理石の欄干のあるモダンな広場である。この周囲には、一流ホテル、映画館、レストラン、航空会社、大商店が立並び商業の中心地である。広場の中央にはペルー独立の勇将ホセ・デ・サン・マルティン将軍の馬上の勇姿の銅像がある。この銅像は、1921年にスペイン人彫塑家MARIANO BENLLIUREが製作したものである。サン・マルティン将軍は1821年7月28日4,000の兵士を率いてリマに入り、ペルーの独立を宣言したもので、銅像は独立100周年の記念日である1921年7月28日に建立された。

3. 博物館

(イ) 天野博物館(MUSEO AMANO)

○ CALLE RETIRO 132 MIRAFLORES

当初は天野芳太郎氏個人の博物館であったが、これを財団法人として法人格に組織替えた。然し一般公開はしていない。プレインカ時代からインカ時代に亘る土器、陶器が年代順に配列されており、特に織維品の蒐集は多数あり、往昔の文化の高かったことが窺われる。

(ロ) 国立人類考古学博物館(MUSEO NACIONAL DE ANTROPOLOGIA Y ARQUEOLOGIA)

○ PLAZA BOLIVAR(CUADRA 22 DE LA AV. BRASIL)

PUEBLO LIBRE (電話) 623282

開館時間(火)～(土)…………午前10:00～午後6:00

(日 …………… # 10:30～ # 2:15

入場料 30ソール

(イ) ラルコ博物館(MUSEO ARQUEOLOGICO RAFAEL LARCO
HERRERA)

○ AV. BOLIVAR 1515 PUEBLO LIBRE

(電話) 234333

開館時間(月)～(土)…………午前09:00～午後1:00

午後 3:00～ # 6:00

入場料 100ソール

(ロ) 黄金博物館(COLECCION MIGUEL MUJICA GALLO
“EL ORO DEL PERU”

○ SEPTIMA CUADRA DE PROLONGACION AV. PRIMAVERA
URBANIZACION CHACARILLA DEL ESTANQUE

(電話) 352917

開館時間(月)～(日)…………午後3:00～午後7:00

入場料 100ソール

4. 遺跡

(イ) パチャカマ遺跡(PACHACAMA)(入場料150ソール)

パン・アメリカン・ハイウェイを南下し、約30料を過ぎると左側に小高い丘の上にあるパチャカマは、紀元前500～1,000年位の間に創始されたものと見られ、その規模の巨大なことは、偉大な先住民の文化の高さを偲ぶことができる。インカ民族は、ここにインカの神である巨大な太陽の神殿と月の神殿を埋造したが、15世紀にインカ帝国によって征服後も原住民の信仰の対象である天地の創造者パチャカマックの神殿はそのまま残され、1535年スペイン人の侵略によって焼き払われ廃墟となるまでパチャカマ神に対する祭礼が行われ、各地から巡礼者が後を絶たなかったと云われる。

(ロ) プルチュコの遺跡(PURUCHUCO)

中央線ハイウェイ7料の地点より右手の小高い丘の上に見えるのがプルチュコの遺跡である。プルチュコ、即ち、ケチュア語で“羽のかんむり”はおそらく12世紀の頃リマック地方の酋長の宮殿であったと推測されている。夏期には民族衣裳をつけた芸能人が古典舞踊を見せて、訪れる旅行者を楽しませてくれる。

V その他

1. 日秘文化会館 (CENTRO CULTURAL PERUANO-JAPONES)

○ Gregorio Escobedo 803. Residencial San Felipe. Jesús
maría (電) 611541

在留邦人一同により建設されたもので、サン・フェリッペ住宅街の一角にある。開館式は昭和42年5月12日皇太子殿下御夫妻により執り行われた。外観よりも館内の幅広い廊下、ロビー、ホール、会議室、日本式庭園、応接室等が仲々好評であり、なかでも環境の良さと駐車場の広いことが便宜のため、最近では、ペルー人、日系人により種々の会合、セミナー、舞踏会その他に利用されている。会館建物は在留邦人の寄付金、本邦商社等の寄付金を基金とし、日本政府からも補助金が出ている。施設の内容は大講堂(600名収容)大小会議室、展示室、図書室、茶室、日本人学校教室、食堂、喫茶室等より成っている。

2. 土産品

土産品としては、特産の金銀製品があるが特に格安ではない。又、民芸品、皮製品、毛皮(リヤマ、アルパカ)も金、銀製品に比べて少々かさばるが、軽くて良い土産になる。デパート以外の店では初めのつけ値で買わず、少々ねぎってみれば必ずまけてくれる。場所は市の中心であるプラサ・デ・アルマスとプラサ・サン・マルティン周辺と、これを結ぶヒロン・デ・ラ・ウニオン通りとその周辺が主なショッピングセンターである。

主な商店をあげると大体次のとおり。

○ CASA MAS (金、銀製品、毛皮製品その他)

○ Jiron de la Union 814 (電) 277980

○ 佐々本時計店 (金、銀製品)

○ Jiron Moquegua 133 (電) 277293, 288661

○ CENTRO ARTESANAL DE PUEBLO LIBE

○ Av. de Lamarina Cuadra 9

スーヴェニール専門の市場で銀製品、民芸品が主で値段も比較的安い。

ここは普通の商店と異なり、日曜、祭日も終日営業しているので便利である。

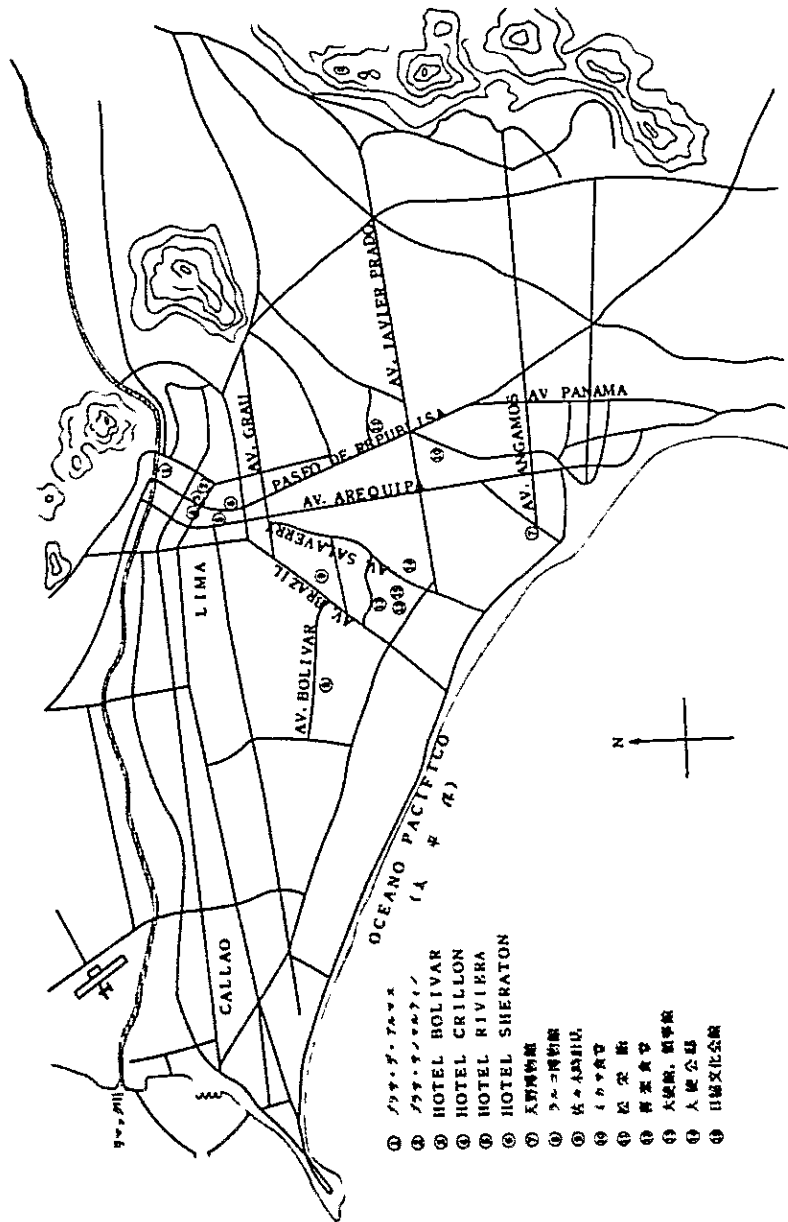
VI 大使館、領事館の所在地

EMBAJADA DEL JAPON 在ペルー日本国大使館

○ AV. San Felipe 356 Jesus Maria, Lima

CONSULADO DEL JAPON 在リマ日本国領事館

事務所は大使館と同じ (電) 614041



JICA